

第13回

新JICAの環境社会配慮ガイドラインの検討に係る有識者委員会

日時：平成20年9月4日（水）

場所：東京国際センター（JICA東京）講堂

独立行政法人 国際協力機構

国際協力銀行

### 【学識経験者】

原科 幸彦	東京工業大学大学院総合理工学研究科環境理工学創造専攻教授
堀田 昌英(ご欠席)	東京大学大学院新領域創成科学研究科国際協力学専攻准教授
松下 和夫	京都大学大学院地球環境学堂教授
吉田 恒昭(ご欠席)	東京大学大学院新領域創成科学研究科国際協力学専攻教授

### 【NGO】

木村 信夫(ご欠席)	ブリッジエーシアジャパン技術部長
清水 規子	国際環境 NGO FoE Japan 開発金融と環境プログラムスタッフ
高橋 清貴(ご欠席)	日本国際ボランティアセンター調査研究・政策提言担当
福田 健治	メコン・ウォッチ事務局長

### 【産業界】

小西 純平	社団法人 日本貿易会経済協力委員会前副委員長（三菱商事株式会社業務部 総括・場所内部統制チーム国際協力担当マネージャー）
高梨 寿	社団法人 海外コンサルティング企業協会専務理事
千吉良 久暢	株式会社 三菱東京 UFJ 銀行ストラクチャードファイナンス部プロジェクト 環境室上席調査役
中山 隆	社団法人 海外建設協会常務理事

### 【政府関係者】

北村 俊博	外務省国際協力局政策課首席事務官
高見 博	財務省国際局開発企画官
小林 香(代理出席：中 川 亜紀子)	環境省地球環境局環境協力室長
山浦 崇(ご欠席)	経済産業省貿易経済協力局資金協力課企画係長

【事務局発言者】

廿枝 幹雄	JBIC 開発業務部企画課長
杉本 聡	JBIC 環境審査室第二班課長
熊代 輝義	JICA 審査室準備室次長
渡辺 泰介	JICA 審査室準備室環境社会配慮審査第一課長

【事務局以外の JICA・JBIC 発言者】

中澤 慶一郎	JBIC 開発業務部次長
植嶋 卓巳	JICA 企画部次長

午後 1 時 3 0 分 開会

開 会

○原科座長 それでは、開始いたします。第 1 3 回の有識者委員会です。

本日は、お手元にございますように、まず、論点に関する議論から始めます。きょうはビューロー会議はやっておりません。

それでは、早速これに入ります。

議 題

(1) 論点に関する議論

○原科座長 お手元の資料、論点整理表の 2 0 ページをごらんください。1 5 番の「審査諮問機関」です。

まず①、「審査諮問機関の設置」でございますが、左側にございますように、現行の規定では、「J I C A は、協力事業における環境社会配慮の支援と確認に関する助言を得るために、必要な知見を有する外部の専門家からなる審査諮問機関を第三者的な機関として常設する」というのが J I C A の規定でございます。J B I C は常設機関はございませんけれども、アドホックに設けるということで、「特に影響が重大と思われるプロジェクトや、異論の多いプロジェクトについては、アカウンタビリティを向上させるため、必要に

応じ、専門家等からなる委員会を設置し、その意見を求める」という規定になっております。審査諮問機関は、JICAには既にあるわけですが、問題は、これまでJBIC御担当の円借款部門に係るところを今後どうするかということだと思います。

そこでNGOの方から意見が出ております。どなたに御説明いただけますでしょうか。

○清水委員 それでは、私の方から、審査諮問機関のNGO提言について説明いたします。

①、②、③とあるのですけれども、③についてはまた別の話になると思いますので、①の「審査諮問機関の設置」と②の「審査諮問機関の機能」というところについてまとめて話した方がいいと思います。①、②をまとめて趣旨説明をまずさせていただいて……

○原科座長 ちょっと待ってください。①、②、③を順番にやろうと思ったので、まとめて御説明されると困りますけれども、①、②をまとめて議論しますか。皆さんの御意見でまとめてやった方がいいというのであればそうしますが、まとめた方がよろしいですか。設置の議論をするためには機能のことを議論しないと説明できないという意味ですね。

○清水委員 そうですね。助言の範囲、タイミング等もまとめてお話しした方がいいかなと思ったのですけれども、そうしましたら、先に御説明だけ差し上げて、議論を別にするかどうかというのはその後御判断いただいても結構ですが。

○原科座長 確かに、機能のことを考えないと、設置する必要があるかどうか分からないですね。では、セットでいきますか。

そうしたら、今、論点整理表では、左の方に現状どんな規定になっているかということでもう1つつけ加えて説明がありますので、これも確認しておきます。審査諮問機関の機能にかかわる部分ということでここに書いてございますが、「審査諮問機関は、カテゴリA案件とカテゴリB案件について、要請段階から協力事業の終了まで関与し、JICAからの諮問に対応して支援の是非について答申するほか、個々の協力事業における環境社会配慮の面での助言を行う。なお、事業の特性等を勘案し必要に応じて臨時委員の参画を求める」という規定になっております。

それでは、あわせて議論に参ります。

では、御説明をお願いします。

○清水委員 NGO提言書の6月に出した方と去年の11月に出した方と両方の提言書にかかってくるのですけれども、まず助言の対象として3通りあると考えています。1つが協力準備調査、2点目が開発調査型技術協力、3点目が、協力準備調査をしない、相手国F/S、EIAなどに基づく個別案件の審査という対象があると思います。私たちの提言

の中では、2番目の開発調査型技術協力がどういう位置づけになるのかよくわかりませんでしたけれども、これにつきましても基本的に協力準備調査の提言に含めるということで御理解いただきたいと思います。

協力準備調査なのですけれども、まず助言の範囲としましては、ここで提案させていただいているのは、カテゴリAについてはすべて、必要に応じてカテゴリBも助言すると提案させていただいております。タイミングとしては、TOR案、スコーピング案、最終報告書案という3段階において助言を行うと提案しております。その協力準備調査を経た後、まさに個別の審査に支援を行う段階では、協力準備調査にて助言を行ったものについては必要はないとここでは理解しています。先ほど申し上げましたように、開発調査型技術協力については、今の協力準備調査と同じような段階、タイミング、助言の範囲でよろしいかと考えています。

協力準備調査をしない、相手国F/S、EIAに基づく個別案件の審査につきましては、カテゴリAについては必ず、カテゴリBについては必要に応じて助言を行うということで提案させていただいております。

今のが環境レビュー中の審査会についての役割、機能ですけれども、そのほかにモニタリング段階においても1点提案させていただいております。モニタリング段階については、事業実施段階における重要なモニタリング項目については審査会への報告を審査会は求めることができるということを提案させていただいております。

今のが趣旨説明になるのですけれども、事務局側の反論といいますか意見といいますか見解を拝見していて、もしかしたら誤解があるのかもしれないと思ったのは、特に21ページ目の一番最後のところで、「環境レビューについては……新JICA自身が責任を持って判断するものであり、審査会の助言対象に馴染まない」と書いてあるのですけれども、私たちがそこはもちろん一義的には新JICA自身が責任を持ってやるものだろうという認識しております。ここで私たちが言っているのは、もしかしたら審査会という名前がそういう誤解を招くのかもしれませんけれども、あくまでも助言をする役割と認識しております。何か審査会だから審査をするというような位置づけで私たちは考えているのではなく、あくまでも審査会は助言をするところであって、最終的に判断されるのは新JICAさんだろうと考えています。

簡単になりましたけれども、以上、提言の趣旨を説明させていただきました。

○原科座長 ありがとうございます。

審査諮問機関ということで、英語で **advisory committee** ですかね、そういう感じの機関だということの御説明でございます。意思決定はあくまでも新 J I C A ですから、その支援をする、助言をするというような位置づけであるということです。

これに関して J J から何かございますか。

○事務局（廿枝） 私は J B I C の者で審査会というものについて今まで経験がないものですから、現行の J I C A の審査会についての説明は別途 J I C A さんをお願いするしかないのですけれども、これまでもいろいろな論点のときに議論させていただきましたが、私どもとして重要だと、あるいは今回のこの新ガイドラインを検討する際に、現行のガイドラインよりも良いものにしていく際に重要だと思っているのは、環境社会配慮に関する情報を現行よりも早い段階で、なおかつ現行よりも広い範囲で公開するという、これについては我々も真摯に対応しないといけないなということで、これまでもここでのやり取りの中でそういう方向で検討するということを申し上げていると思いますが、そういった意味で、透明性を高める、あるいは外部の方々からいろいろな御意見をいただく機会をより実効性あらしめるために、そういう形で我々の方から情報をもっと積極的に出していく、なおかつ、前回の委員会でも御指摘いただきましたけれども、外部からいただいた御意見に対してこれまでの対応が十分でなかったというような御指摘もございましたので、そこについては襟を正して、しっかりと誠意を持って対応していく、そういうことは我々としては重視すべきだと思います。

それから、この審査会の我々なりの設置の意義ということに関して、透明性を高めるというのが1つの意義だと思っていますので、透明性という点では、今申しましたように情報公開についてより改善することが重要だろうと。

もう1つの審査会の設置の意義は、私の解釈ですけれども、環境社会配慮に関する外部の専門的な知見をいただくということだと理解しております。これももちろん重要な話だと思っております、これについては私ども J B I C においても力を入れてきているところでございまして、なおかつ、今後、新 J I C A においてもさらに充実させていく方向で考えたいと思っています。今、私どもの円借款は、4月から3月の1年度に平均して50～60件のローン・アグリーメントを新規に結んでおります。そのうちカテゴリ A 案件というのが、過去3年度を見ますと、2005年度が17件、2006年度が13件、2007年度が15件でございました。そのカテゴリ A 案件のうち、私どもが環境審査をやる際に、外部の専門家を雇用して、私どもと一緒に現地にも行っていただいて、私どもの環

環境審査チームと一緒に、相手国政府はもちろんですが、被影響住民とか現地のNGOとも一緒に協議をする機会があればいい、事業現場も見るといったのは、2005年度が5件、2006年度が8件、2007年度が10件。もう一度言いますと、2005年度は、カテゴリAの承諾案件17件に対して5件について外部の専門家に入っていた、2006年度はカテゴリA案件13件に対して8件、2007年度が15件に対して10件でございました。この承諾案件の中には、過去に一度審査をして、追加的な借金を第2番目、第3番目のローン・アグリーメントで結ぶというものも1件とカウントしておりますので、いわゆる初めて審査をする案件というのは、済みません、そこは手元にはないのですが、もうちょっと少ないです。要すれば、100%ではございませんけれども、優に半分以上、7割8割のカテゴリA案件については、円借款の環境審査に外部の専門家の方に入っております。これはいろいろ予算の制約とかございますけれども、先ほど申しましたように環境審査に外部の専門的な知見を活用することが非常に重要であろうということで、この新しいガイドラインを機にそれをさらに充実していく必要があるということで、これは予算の関係もあるので今この場で確約することはできませんけれども、我々としては、カテゴリAの円借款案件については常に環境レビューに外部の専門家を雇用して、現地にも一緒に行っていて、現場も見ていただいて、責任を持って対応していただくということを検討してまいりたいと考えております。

透明性の向上という点と、外部の知見を導入するという点について、今申しましたような形で改善を図っていったときに、それに加えて現行のJICAでやられている審査会というものにさらに関与いただくということまで必要なかということについては、私としては非常に疑問に思っております。

○原科座長 どうもありがとうございました。

外部専門家に関しては雇用しているので十分そういう知見を得ていると。そうすると、透明性を高めることと、外部専門家の雇用というのは一応別々のこと、2つ並行してやっているということですか。審査会をそれにあわせてやるという考えになりますね。外部の専門家を、審査のプロセスの公開性を高めて透明性高くやるということで、そこが機能としては随分違うと思いますけれども、コスト的には、むしろ今やっておられるから、そういう雇用に関しては賄えるということだと思います。ただ、雇用ということが中立性とか第三者性というところで引っかかるのだと思うのです。今のJICAの規定は、先ほど御紹介したように、審査諮問機関を第三者的な機関として常設するというところでございます

から、そこが大きく違うところだと思います。

この辺、どうお考えでしょうか。

○清水委員 いろいろコメントがあるのですが、その前に、今、廿枝さんがおっしゃったことはあくまでも環境レビューの案件実施段階のお話についてのコメントだっと思しますので、協力準備調査及び開発協力技術調査でしたっけ、これについてもどのような見解をお持ちなのかということをお教えいただけますでしょうか。

○事務局（廿枝） 開発調査型技術協力はJICAさんの方からお願いしますが、協力準備調査については、まず宿題としていただいている協力準備調査に関する——前回の会合で協力準備調査について御説明しましたが、その際に幾つかの御質問について回答が積み残しになっている点については、本日の4時過ぎにまた担当の者が参りますので、そこでまとめて答えさせていただきます。

協力準備調査を審査会の対象にするかどうかということについては、協力準備調査についての説明のときにも再三申し上げているとおり、協力準備調査というのは、技術協力そのものではなく、技術協力事業ではなくて、調査が対象とする本体事業について、有償資金協力なり無償資金協力なり、場合によっては技術協力プロジェクトといった形で新JICAが支援する可能性が高い案件について、その準備のために調査をする、そしてそれ自体は別に技術協力ではないということで、協力準備調査が終わったらすぐに、今度は本体事業の審査、環境面については環境レビューという手続が入るということで進めるものでございます。ですので、私どもとしては、本体事業に関する環境社会配慮面の情報公開を、例えば現行のJBICの運用よりもより早い段階で、より広い情報を公開して、外部の方々からさまざまな御意見をいただく機会をより実効性あらしめるということについては、先ほど申しましたようにその方向で検討してまいりたいと思っておりますが、協力準備調査そのものを、現行の技術協力として行っているJICAの開発調査あるいは無償の事前調査と同様に審査会にかけるということは必ずしも必要ないのではないかと考えております。

○事務局（渡辺） 続きまして開発計画調査型技術協力につきましては、これは名前のとおり技術協力事業として行われます。したがって、現行ガイドラインでも審査会を設けておりますけれども、技術協力の場合は新JICAが直接かかわることになりますので、引き続き審査会の対象になり得るものと考えております。

○原科座長 それでは、委員の皆さんに御意見をいただきたいと思っております。

千吉良委員、どうぞ。

○千吉良委員 ちょっとこの議論はいつしたらいいのかなと思う点があるのですが、今、現状の審査会を拡大するかどうかという議論をしているのですが、この審査会自体も前回ガイドラインを導入したときに初めて導入されて、その後何年か運用してきたということで、現在の審査会のシステムについても、もっと改善すべき点はないのかとか、問題点はなかったのかとか、そういう運用実態の確認みたいなものがあったらいいのではないかと考えています。たまたま前のJ B I Cのガイドラインのときに、審査会を入れる、入れないという話が出たときに私もいたのですけれども、産業界なんかから迅速性とかそういうところが大分問題点として挙がってしまっていて、廿枝さんの今のお話もそういうところが含みとしてあるのかなと聞いていたのですけれども、今の審査会がもっと改善できるとかそういう話であれば、その後、拡大できるかどうかという話はまた変わってくると思うのです。

ほかの問題点としては、私も審査会のことは余り詳しくないのですが、審査会の議事録が公開されるということは、J I C AやJ B I Cにとっても、途上国にとっても情報のコントロールがきかない部分があって、透明性は高くてもいいのですけれども、それはそれでまた困っている人もいないかと思えます。そういった意味で、実際に審査会で委員をやっている方とか途上国の方とかJ I C Aの職員の方がこれに対してどのようなことを思っているのかというような確認を一度していただきたいなと思っています。その中からいろいろな問題点や改善点が見つかって、それからまた拡大の話をしていけばいいのではないかというような思いがしております。

○原科座長 スケジュール的に厳しいと思いますので、できたらこの場でそういった情報をインプットいただくとありがたいですね。

新J B I Cの議論で審査会は大変抵抗感があったのは、私もパブコンに出ましたのでよくわかりました。産業界の方は皆さん手を挙げて反対反対とおっしゃって、異常なぐらいすごかったですね。それでいろいろ聞いて、J B I CやN E X Iの御担当の方にも個別にお聞きしてわかりましたのは、迅速性ということの心配に関しては運用でそんなに問題なくいけるとは思いますけれども、やはりJ I C Aの場合と、あるいはO D Aの場合と随分状況が違う。結局企業が競争にさらされているという状況なので、その中での活動に妨げがあるのではないかという心配をされるということですね。その辺をるるお聞きしましたので、新J B I Cの場合には、社会全体の考え方を変えないと難しいという点もあると思

ますから、一気にはいかないのかという感じは持ちました。ただ、迅速性の面に関しましては、その後の議論では、まさに運用の仕方でかなり対応できますし、実際日本の自治体は審査会で全部審査していて随分経験がありますので、そういうことで結構改善できるのではないかという印象を私は持ちました。J B I CやN E X Iの場合は日本国内のいろいろな審査をしている状況と随分違いますね。だから、案件をこれから実際に競争関係の中で決めていく段階なので情報公開の仕方も難しいという御説明をいただきまして、通常の公共事業とかそういうものと大分違うなという感じがいたしました。ただ、日本の審査会は公共事業だけではなくて民間事業も対象にしております。だから、民間だから難しいということはありませんけれども、もう1つ別の条件が新J B I CとかN E X Iの場合にはあるような感じを持ちました。だから、私はJ I C Aの場合はその辺は違うのではないかと考えております。

渡辺さん、どうぞ。実際に審査会を担当されましたので。

○事務局（渡辺） 幾つか論点整理の資料にも書かせていただいたことの補足説明をさせていただきますと思います。

1つは、専門的知見を得る機能と外部からの意見を聞く機能とあわせて持つのがよいのかという点でございますけれども、現行の環境社会配慮審査会では、委員以外の方でもなたでも審査会に参加・発言ができるとしております。そうしますと、どちらかという和我々が求めているのは、専門的知見について、技術的にというか、専門性を持った御意見をいただければという機会ではあるわけですが、外部の方の意見表明の機会という形も持っていて、そうすると審査がスムーズに進むのかなといったような疑問も呈されているところがございます。

あと1つは支援の是非についての審査会の助言の範囲ですけれども、これにつきましては、審査会から出てくる意見としまして、環境社会配慮面での意見にとどまらず、例えば需要予測がどうなのかといったような意見も出てまいりまして、そういったものも審査会で扱うべきなのかといったような疑問を呈されることもございます。

それから、助言を得る形式でございますけれども、現行では諮問・答申という形をとっているのですが、実際には審査会の中では委員からコメントを出していただきまして、そのコメントについて応答しているという形でございます。答申にするという形は、その委員から出てきたコメントを束ねて若干語尾を答申的な言い方に直して答申にしているという状況ですので、そういう意味では審査会の答申の文書そのものはメールのやり取

りをつくっているという状況がございますので、そういうものであれば、わざわざ答申という形ではなくて、個別の委員からコメントをいただくという形式でもよいのではないかとといったようなコメントもいただいています。

また、審査会の委員の負担の面ですけれども、昨年度は18回開催しまして、20件の個別案件について審査したという状況で、委員の負担が大きいといったような御指摘がありますので、これはまたやり方を工夫する必要もあるのかなという点がございます。

簡単でございますけれども、御紹介させていただきます。

○原科座長 今、ネガティブなポイントが随分ありましたけれども、ポジティブな点はないのですか。

○事務局（渡辺） あとは、例えば職員から、実際にどういうふうに環境社会配慮を、例えば調査の方法について実施すべきかということについて、意見をいただくことによって自分の知識がふえるといったような反応もございます。

○原科座長 そうすると、案件がよくなったとか審査がよくなったというのは全くないのですか。今のお聞きすると大変よくないですね。

○事務局（渡辺） ある、ないを明確に評価しているというわけではないですけれども、実際にやり方を考えるときに、ある1つのやり方に対して、ほかのやり方もあるのではないかとというような意見をいただくことによって、さらにこのやり方がよいかどうかというのを確認していく助けにはなると思います。

○原科座長 余り明確な評価はしにくいと。

○事務局（廿枝） あと、現行のJICAでは、カテゴリA案件の数というのはJBICほど多くないわけです。基本的に審査会にかかるのはカテゴリAということで、現行のJICAの審査会の諮問回数を見ますと、これは案件数ではなくて諮問の回数ですが、2005年度が3回、2006年度が5回、2007年度が、これはちょっと大きいのですけれども、11回。ちなみに、2004年度は5回だったのです。だから、2007年度は11回と、ある特定の案件で結構かかったのかもしれませんが、大体5回とか3回かなのです。それで、1案件ごとに原則2回諮問するという形で、場合によっては3回諮問するというのがあったり、さらには、諮問でなくて報告というのでも。

○原科座長 諮問というのは、議論してまとめたのを諮問というのではないですか。今の何回というのはどういう意味ですか。

○事務局（廿枝） 審査会に対してまさに諮問という手続がございますね。それで答申を

いただくと。

○原科座長 つまり、方法書段階、文書段階の諮問を数えてみてということですね。

○事務局（廿枝） そうです。

それに対して、もし先ほどのNGOの方からの御提案どおりにやるとしますと、新JICAになるとそれに有償資金協力の環境レビューと協力準備調査が新たに加わるわけです。承諾案件だけでも、先ほど言いましたように2005年度が17件、2006年度が13件、2007年度が15件。さらには、ある案件については同じ年度で承諾するし、ある案件については翌年度以降の承諾を目指して協力準備調査をやるということも重なっていきますので、NGO提言どおりにやろうとすると、承諾に加えて、平均をとっていけば同じぐらいの十数件のカテゴリA案件の協力準備調査がオントップで審査会の諮問にかかるということです。先ほど渡辺さんから、皆さんそれぞれ本業をお持ちで月に2回お集まりいただくということでやられていれば当然そうなのかなとも思いますけれども、現行のJICAの案件数や頻度でも負担が大きいということで、それを超えてさらに増えていくと、先ほどの千吉良委員のお話ではないですけれども、よほど審査会の運営とか人数とか、あるいはフルタイムで入っていただくとか、抜本的に見直さない限りは、あるいはよほど各案件に時間をかけてやるというふうに延ばさない限りは、とても消化し切れないと思います。

○原科座長 大変膨大な作業量になるだろうということですが。

高梨委員、どうぞ。

○高梨委員 ガイドラインの運用ということで、若干現状のお話をしたいと思います。

今、渡辺さんからお話がありましたように、現在、審査委員は20名前後ですかね。毎回10名ぐらい出られて、1件についていろいろとお話をされるということで、もちろんその中ではいい御指摘なんかもいただいたりするようになってはいますが、先ほど御指摘があったように、最近は環境社会面だけではなくて技術面に対する御質問や御意見が出てきております。進め方の点で、現在十何名の方が出て、当然ながらそこで御担当というのは数人に絞られているわけですが、基本的にはオープンですので、その十何名の審査委員の方がそれぞれいろいろな質問をされるのです。今のところ、調査団とJICAさんでは通常2週間ぐらい前にプレゼンテーションの資料をまとめて、最初にそういう御報告をしたりする。ここで体制の問題で、ガイドラインをつくったときに私どもが非常に懸念したのは、本来であれば一義的にはJICAの職員の方がこういう対応の責任をとるとい

いますか、直接的にはJICA職員の方がこの審査会に対応されるのが望ましいわけですが、議事録をごらんになってわかるとおり、もちろん一部の職員の方はしっかりやっていたのですが、実際多くのケースでは調査団が対応するケースが多くて、具体的な説明を含めてほとんど調査団の方が対応されています。私が当初見たケースでは、100項目ぐらい審査委員の方から質問が出て、それを調査団の方が丁寧に1件ずつ回答書をつくって発表している。最近は恐らく20～30件ぐらいだろうと思いますけれども、あらゆる質問に対して調査団が対応されているというのが現状でございます。

それから、これは意外と知られていないのですけれども、こういった審査会への対応というのが必ずしも調査団のTORに正式に入っていない場合があります。そういう面ではTORにかかわる人間のマン・マンスというのも十分提供されていないケースがあって、ある意味それは調査団の方のボランティア的な活動でやっている部分もあります。

最近はそのような改善がされていると理解しておりますけれども、そういうことを考えますと、審査会のあり方として、もし今のままであるとした場合、私どもからのお願いですが、例えば審査委員の方を案件ごとにもものすごく絞っていただく。10人なりでオープンにするのではなくて、2～3名に絞っていただいて、当該案件はこの方たちにしっかり見ていただくというような形で、ある程度コミットメントもいただきながらやるという方法。

それから、先ほどのように技術的な面まで環境審査の専門家の方たちがリファアするケースがふえてきております。そういう面では、今、技術支援委員会というのを別途JICAさんは持っておられますけれども、願わくばそういう技術的な委員の方との連携というようなこともあわせて考えていただきたい。例えばこういう橋、こういう道路はどうしてこういうふうになったのかということと技術を審査委員の方から、あるいはそういう委員の方からサポートをいただくような形が効率的になるのではないかと気がいたします。

それから、議事録のやり取りを見ていただくとわかるとおり、審査委員の方が往々にして調査団に直接指示を出しておられます。例えば、こういうやり方はおかしいのでこういうふうにするべきではないかと。あるいは、調査項目もこういうのを付け加えるべきではないか、こういうことはやめるべきではないかと。本来、調査のやり方、分析結果その他については、基本的に調査団はJICAの監督職員の方に十分事前に説明し、了解を得た上で報告書としてまとめることとなりますので、やはり第一義的にはJICA職員の方がしっかりそこは責任をとっていただいて、例えば指示が出たら、それは第一義的にはJICA

A職員の方が一たん受けとめて、その上で調査団に指示を出していただくというような形をぜひとっていただきたいと思います。

カテゴリA案件を含め、最近ではカテゴリBの案件も一部取り上げられたりということもございますけれども、審査会をより効率的に、そしていい結果を出すためには、やはり少しずつ運用方法を改善していただけたらいいかなと思います。そういう面では、本来の助言する機関という形に設定し直すということがあるといいかなと思っておりますので、現場での運用の現状ということでお話しさせていただきました。

○原科座長 ありがとうございます。

現場の運用ということで、案件がだんだんふえてまいりましたので効率的にしていきたいと。それから、調査団の方に相当負担が行っているようですから、その分の費用負担といえますか、そういうようなことも当然考えなければいけないと思います。ただ、このことによって案件の審査が順調にいくと思いますので、そういう意味では運用の方により個別具体的な改善案を御提示いただきたいと思います。

○高梨委員 1点だけ追加するのを忘れてしまったのですが、現在、カテゴリA案件になるような案件についての環境社会配慮団員という専門家の方についてはチームの構成全体でもって競争しているような状況です。ただ、私どもの考えでは、どうしても今予算が縮減されて全体のパイが小さくなってきていますので、その中でカテゴリAの案件で環境社会配慮団員をしっかり当てはめるに、1つは、環境社会配慮分野を別枠にさせていただいて、それはそれで十分時間をかけていただくような入札の仕組みというのを御検討いただけたらと思っています。

○原科座長 環境社会配慮をやるなら、そういうことできちんと分けて、費用もちゃんと賄うようにしてもらいたいということですね。わかりました。

福田委員、どうぞ。

○福田委員 何点か申し上げたいことがあります。まず1点は、私の審査会とのかかわりということです。2点目に、JICAの場合、そもそも審査会というのは何のために置かれていて、今後それをどう考えればいいのかというところをお話ししたいと思っております。3点目に、今まで出てきたポイントについて若干私なりのコメントをさせていただければと思います。

まず、私はしばらく仕事から離れていたもので、戻ってきて最初に審査会の皆さん、あるいは審査会を通じてJICAの皆さんとおつき合いがあったのが、カンボジアの第2メ

コン架橋というプロジェクトの話でした。これは実は開発調査は既に終わっていて、もちろん開発調査の段階でも審査会にかかっていたのですが、開発調査の議論の中できちんと需要予測をして、今後の車需要の伸びを見ながら、実際にいつ橋梁を建設するのかというタイミングを考えましょうということが開発調査のレコメンデーションとして、それこそ審査会での相当の議論の結果、それから調査団の皆さんの努力の結果盛り込まれたという事業でした。その後、無償資金協力としてこの事業を取り上げようという話が持ち上がって、実際に開発調査の中では今後の需要予測を数年モニタリングしていきましょうという話だったのですが、1回だけモニタリングしたところで、これはもう無償資金協力をやりましょうということで基本設計調査をやるということで、実際審査会で議論されているところに私は立ち会い、その場で私なりの意見を出させていただいたという経験があります。私はその開発調査の報告書を読んで、片や調査団なり J I C A の職員の方で非常に問題意識を持っておられる方がいたり、一方で審査会の議論の中でさまざまな議論がされた結果として、非常におもしろい、意義ある開発調査の報告書になっていたなと思っていました。ところが、必ずしもそこに書いてあることに忠実ではない形で、無償資金協力でもういきましょうということが片や提案されている中で、私は審査会の場に外部からという形で出させていただきました。

そのときにいろいろ問題になったのが、結局これは無償資金協力に行っている事業なんですかということです。メコンウォッチの立場としては2つのポイントがあって、1つは、この事業についてはまだ住民移転計画の案すらつくられていなかった。開発調査の中ではフレームワークというものしか提案されていなくて、実際にどういう形で住民移転を行っていくのかという計画はない。2点目として、以前お話しさせていただいたカンボジアの国道1号線の事業で住民移転について多くの問題が発生している、この経験をきちんと踏まえる必要があるのではないかと。これらを考えると、今、無償に進んでいいのですか、一たん立ち止まって、無償資金協力に進んでいいのかどうかということを考えるためにもう一回調査を出すべきではないですかという議論をさせていただきました。最初その場では、基本設計調査に進めます、そういうことは基本設計調査で見ればいいでしょうという話だったのですが、最終的には、審査会の諮問結果として、基本設計調査に進む前にきちんと住民移転に関して再度調査を行いましょうという結論が出て、現在は基本設計調査前の予備調査という形で住民関連のフォローアップも行われているという状況です。そういう意味では、私は何の専門家なのかと言われると困るのですが、しかし、実際に現地で活

動し、例えばカンボジアの住民移転について見る機会がある人間としては、こういう場所があり、委員の方にインプットする機会があって、そして委員の方からああいうすぐれた答申が出ることで、きちんと J I C A の事業、この場合は無償資金協力の事前の調査という J I C A の事業ですけれども、それについてあれだけ意義あるインプットがされているというのは非常に大きいことだと思います。その場所がきちんと公開され、私たちとしても委員の方に意見を申し上げる機会があるというのは、外部者としては非常にありがたかったなと思っております。それが私の、それほど多くはないのですが、しかし審査会にかかわったという経験から言えることであります。

そもそも審査会は何のために設けるのだろうかという話なのですが、先ほどから、特に甘枝さんがおっしゃっているのは、現在の開発調査は技術協力だと。一方で、これから行う協力準備調査というのは資金協力の案件形成のために行っていくもので、それは性質が違ふと。なるほど、そこまではそうだと思うのです。そこから、だから審査会が要らないという議論の間には飛躍があると思います。どういう飛躍なのかというのは、まさに J I C A の審査会がなぜ置かれているかということに関係すると思うのです。J I C A の審査会は、なるほど現在は主に開発調査をターゲットにつくられているのは事実です。ただ、決して技術協力という J I C A の事業の特性にかんがみて審査会が行われているということではないと思うのです。それはこれまで J I C A が行ってきた開発調査の、特に環境影響が大きいようなものの開発調査の報告書のクオリティがどうだったのかと。それをを用いてその後途上国で事業化された場合に問題が生じたケースを私たちは知っていますし、前回の J I C A のガイドライン改訂委員会の議論の最初のころにそういったものについて相当御紹介させていただいて、やはり J I C A のガイドラインをきちんとする、開発調査の中できちんと環境影響を見ていくことを通じてその先にあるプロジェクトをきちんとしていきましょう、相手国が行うプロジェクトの環境社会配慮がきちんとできる体制をつくりましょう、それに J I C A がどう貢献できるのですかという文脈の中で審査会というのが議論され、生まれてきたということがあると思います。したがって、技術協力だからこれがあるということではないと思いますし、別の言い方をすれば、先ほど私が無償資金協力の話をしましたけれども、別に無償資金協力の事前の調査というのは技術協力とは関係ない話ではありますが、しかし現在の J I C A のガイドラインはこれを対象にし、審査会でも議論されているというのは非常に大きいことだと思います。それが、そもそもなぜ審査会を設けるべきなのだろうかという話であります。

これまでに出てきた話に何点かコメントさせていただきたいと思います。

1つは、案件の数の問題があって、今のJICAの審査会でも相当大変だ、これがこのままいくとオーバーフローしてしまうのではないかという御指摘がありました。これは私も結構深刻な問題だと思っていて、特に昨年度は案件数がふえて審査会の皆さんは苦労していらっしやっただと思っっています。したがって、諮問する案件をどのように絞り込んでいくか、あるいはどういう体制を審査会でつくることができるのかというのはそれなりに考えなければいけないことです。例えば、これはアイデアでいっているのですけれども、ある一定程度は常勤なり常勤に近い形の委員の方を置くとか、そういった工夫はしなければいけないのかなと思います。

一方で、今の開発調査とJBICの円借款のA案件の数をそのままがっちゃんこした数が新しいJICAのもとでA案件の数として出てくるのかということ、それはそうもならないのかなという気がするのです。現在、JICAの開発調査の一環として、例えばF/SでA案件がありますというようなものは、協力準備調査であればその後の資金協力につながるという前提でかけていくことになるわけですから、そういったものは相当絞り込まれていくのではないかなという気がしていて、現在のJBICの円借款の案件の数を参考に議論するのはいいと思うのですけれども、現在の数とJICAの開発調査のA案件の数がそのまま足し算で新しい体制で数が出てくるのかということ、決してそうではないのではないかと思います。それは新しい体制になってみないとわからない話なのかとも思いますが、その辺についてはどういうことになりそうなのかということ再度お聞かせ願えればと思います。

最後に、高梨さんがおっしゃっていた、JICAの職員がきちんと対応すべきではないかという話は私はそのとおりで思っていて、私も何度か審査会にお邪魔しましたが、委員からさまざま出てくることに対して調査団のコンサルタントの方が矢面に立って答えさせられることが余りに多過ぎると私も非常に思っていました。これは諮問はだれがしているのかということ、JICAのはずなんですよね。報告書を受け取って調査団の方との議論を経たものがあの場に諮問の対象として出てくる。したがって、審査会の場で委員が議論をし、質問をぶつける相手は一義的にはJICAの皆さんであって、それをその後どのように生かすのかということはもちろんコンサルタントの方と議論するのですが、しかし余りに審査会対調査団という形で議論がされて、JICAが何かレフェリーのように座っているという図は、私は正直言って非常に違和感を感じていたところです。やはり諮問

するからには諮問した側が主体的に責任を持って、私たちはこう思いますがいかがですかというものをそこでは出すべきだろうと思っていたところです。ただ、この話は、今から議論しようとしている例えば審査段階、環境レビューという段階での諮問というものにそのまま直結できるのかどうかということについてはまた議論が必要かなと思います。

済みません、長くなりましたが、以上です。

○原科座長 ありがとうございます。

第2メコン架橋の例を御説明いただきまして、これは審査会の効果が大変大きかったと判断するというようなことでもございました。

それから、審査会の目的は、たまたま技術協力でもございましたけれども、もともとのJICAのガイドラインをつくる時は、JICAが行っている活動を全部対象にしようという考えです。そこでスキームが幾通りかあるかということで3つのスキームに仕分けしたわけでもございまして、基本の考えはJICAのアクションの全てに対する環境社会配慮ですから、たまたま技術協力が多かったわけですが、それに限らない。先ほどおっしゃったように、無償資金協力のための事前調査というのは違う種類ですが、そういうものを行っているわけですから。そういう意味では、協力準備調査の概念に合うものを既に行っていますので、JICAのもともとの考え方から言えばぴったり合うと私も思います。

それから、案件の数が増えることに対する心配、これは単純に足し算ではないというのはそのとおりだと思います。これが堀田委員がおっしゃった良い点だと思います。つまり、案件の形成段階からプロジェクトの事業化まで一貫してできるので、環境社会配慮の判断を段階的に積み重ねていくことができます。それによって効率的になるわけですね。そのための工夫をしてもらいたいということで、我々、専門用語でティアリングと言っていますけれども、前段階での評価結果をなるべく生かして次の段階でさらに効率を高めていく。ですから、いわゆるSEA、戦略的環境アセスメントは上位段階、案件形成段階で環境社会配慮をしまして、そういう大きな枠をきちんと判断しておいた上で、さらに個別の事業段階のアセスメントというようなことで、その効果があるはずですね。これは世界銀行はまさにプロジェクトサイクルということで案件形成段階からプロジェクトの実施段階までずっとフォローしていきますね。それによって効率を上げているのと同じような考え方が適用できると思います。これは堀田委員が、恐らく最初のことですかね、おっしゃった点でもございますけれども、私もそう思います。

それから、最後にちょっと厳しい御意見が高梨委員、福田委員からございました。JICAが諮問しているのだから、そういうことできちんと対応してもらいたいという意見をいただきました。

ほかに御意見ございますでしょうか。

小林委員の代理の中川さん。

○小林委員（代理：中川） 審査会についてなのですが、これはJICA・JBICの中でどのように審査をやっているかという業務プロセスと切っても切り離せない話で、1年に何件あるというような、単純に件数で比べることができる話ではないのではないかと考えています。例えば、JBICであれば外部専門家がアプライザルのようなプロセスにかかわるとするのは非常に例外的で、何か環境配慮に非常に懸念があるのでアプライザルに同行いただくというようなことはカテゴリA案件の場合にはあるということですが、それ以外の場合は原則としてJBICの中で非常に膨大なアプライザル業務をこなしておられるという実態があるわけです。一方でJICAの方は、例えば灌漑土木専門家、評価分析専門家、ジェンダー専門家、環境社会配慮専門家というような方々が調査団となって、そのような方々が審査会に対応されるような場合にも、TORの中にそれを追加していくというようなやり方で対応が可能ということだと思いますし、JICAの職員の方々と一緒に意見交換をしながら対応していくというようなことができるということだとは思いますが、審査会にどのように対応していくのか、どのような審査会がそれぞれのアプライザル、案件形成のプロセスに一番ふさわしい形なのかというようなことは、それぞれのオペレーションのあり方と切っても切り離せないような話なのではないかという意見です。

○原科座長 ありがとうございます。

オペレーションのあり方によって審査会との関係も違うのではないかと。

よろしいですか。ほかに御意見。

では、廿枝さん、どうぞ。

○事務局（廿枝） 福田委員からあった御指摘に若干お答えしたいと思うのですが、別に私、杓子定規なことを申し上げるつもりはなくて、法律上技術協力だから直ちにどうのこうのという話ではなくて、要は事業の実施主体として最終的に責任を問われる人たちをどう巻き込むかという話だと思うのです。現行のJICAの開発調査というのはJICA自身の事業ですので、その事業実施主体であるJICAが外部の方々に専門的なアドバ

イスを求めるといのは、それはそれで完結した話だと思います。他方、本体事業になったときには、相手国政府が、例えばインド政府が事業実施主体としてインド内外からの外部の専門家からなるパネルのようなものを設けて意見を求めるということはあるかもしれませんが、世銀もそういうことを推奨しているわけですが、新JICAはあくまで本体事業を支援する立場なわけです。その支援する立場の新JICAがさらに日本国内の外部の方々に意見を求める。その外部の方々は新JICAに対してアドバイスする。それを受けて新JICAは、今度は相手国政府といろいろやっていくということですね。私としては、当初申しましたように、外部の方の知見を得る、さらには、より早い段階からより多くの情報を出して、固定のメンバーの方ではない、幅広い方々から御意見をいただく機会を充実させる、これが非常に重要だと思います。ただ、問題は、そうは言っても、事業を実施して最終的に、円借款の場合は借金まで負って、子々孫々に至るまで禍根を残さないように責任を持って対応するのは相手国政府ですから、相手国政府に理解を求めて対応してもらわないと意味がないわけです。報告書にいろいろな方々のコメントを全部ぶち込んで、我々の報告書はこうだと渡して、後は宜しくということではなくて、もう直ぐに本体事業をやるという話なのですから。我々としては、机上で審査をするよりも、実際に我々と一緒に現地に行って、相手国政府あるいは被影響住民とかそういった方々ともなるべく広く、実際にフェース・トゥ・フェースで話をして、現場の状況も直接見る、そうすると文章とか写真で得られる情報の数十倍、数百倍という情報がたちどころに得られるわけですね。調査団なのか、新JICA自身になるのでしょうかけれども、とにかくそれが資料をまとめて、審査会の皆さんに配って、審査会の皆さんも忙しい中それを何とか見てコメントをする、それに対してまたやり取りをするというようなことでやるよりも、一挙に現地と一緒に行って、審査主体としての責任も共有しながら当事者意識を持って外部の方々にも対応していただく方がさまざまな面で非常に効率的であり、効果的であり、なおかつ、今、特に円借款については遅いという批判を相手国政府からもいただいている中で、環境社会配慮と援助の迅速性をどう両立させるかということで非常に我々は悩んでいるわけですが、そういった面からも合理的ではないかと考えるわけでございます。

もう1点は、済みません、先ほどの私の説明が誤解を招いたというか、NGOの提言は、確かに協力準備調査で審査会にかけた案件については環境レビューでもう一回かけるということは求めているわけではありません。そういった意味では確かに、要は平均していったときに、新JICAになって、1年間に、有償資金協力でカテゴリA案件を承諾しますという案件

数が、今の有償の予算がそのまま続くと仮定した場合、先ほど申しましたように大体15件前後ということで、それはオントップで加わるということです。ただ、現行のJICAの諮問機関の運用だと、1案件で最低2回は諮問をする、加えて、諮問ではなくて報告とか説明も1案件で数回やるということです。報告は除いて諮問の回数だけ見ても、単純計算で1年間の諮問回数が4～5倍になるのです。委員の数を4～5倍にするほどの予算は当然ありませんので、そうすると、もしNGO提言をそのまま実現しようとする、いずれにしても相当抜本的な審査会の運用の見直しが必要だと思います。

○原科座長 今の件ですけれども、専門家が同行するのはおっしゃるとおりだと思います。現場へ行って確認されるのは大事なので。でも、それは審査会の委員が行くということと同じことはできますから、審査会を設ける必要はないという理由にはならないと思います。むしろ審査会の委員が現場をチェックすればもっときちんと審査できますからね。

それからもう1つ、案件の数が多くなると大変だということでございますが、これはアセスの専門家として申し上げますが、審査会で年間100件処理することはできます。現実に実例がございまして、台湾のアセスの審査会、これは単なる助言だけではなくて審査までやってしまうのですけれども、そこはメンバーは21名です。そこで年間100件以上審査しております。しかもプロポーザルは300件ぐらい出る年もありますから、スクリーニングまでやってしまうわけです。どうしてそれが可能か。これは先ほど高梨委員がおっしゃったとおりの方法でございまして、21名のうち何名かがチームに分かれまして、その人プラス専門家何百人かのリストからピックアップします。ですから、固定メンバープラス流動的メンバーの組み合わせでチームをつくる。そうすると、20人いて10のチームに分かれますと、1つのチームは10件やればいいですね。ですから、そんなにめちゃくちゃではないです。ということで、今の件数、年間数十件であれば十分やれると思います。この点はまさにアセスの方法論のことです。十分対応できると思います。ということで、この辺はそんなにめちゃくちゃではないと私は思っております。それは申し上げておきます。

そろそろフロアからも声を上げたいという人がおられたので、いいですか。

では、清水委員。

○清水委員 コメントと質問を何点かさせていただきたいと思うのですけれども、確かに透明性を確保するという意味では、情報公開を早い段階で広くしていただくというのは非常に重要なことだと思っております。これはぜひやっていただきたいと思っております。

専門性についてですけれども、廿枝さんがおっしゃっていたのは、力を入れてきていて、今後はカテゴリ A では常に外部専門家を雇用する方向で検討されているということだったので、先ほどもどなたかおっしゃったような気がするのですが、J B I C が審査のときに外部専門家を雇用するということは、恐らく J B C I として気になる 이슈 なり何なりがあったときであって、J B I C がその時点で問題視していないような 이슈 に関しては、コンサルタントの方に一緒に審査をお願いするというその業務の範囲外になるのだらうと思います。何が問題かという、例えばパハン・セランゴール導水事業の S A P R O F なんかの場合、公開されていませんけれども入手して見てみたのですが、そこに調査期間が足りないと書いてあるわけです。コンサルタントの方がそのように書いていらっしやっていて、その調査期間が足りない審査に基づいてその後 J B I C が審査し、内部で何かされているのかもしれませんが、そのままその事業が進んでいってしまっているという状況があるわけです。なので、コンサルタントに幾ら委託しても、その問題が J B I C の内部で進んでいる限りはそのまま事業が進んでいってしまっているというのが現状だと思います。もしもこれが審査会のようなところでオープンに議論された場合、審査の時点で J B I C が対応せざるを得ないような状況になったのではないかと思います。

私が思うのは、確かに専門性を求めていらっしやるというのもそうだと思うのですが、専門性だけではなくて、やはりチェック・アンド・バランスというようなこともきちんと求めていかななくてはいけないのだらうと思います。つまり、J B I C さんとある一定の契約関係にある専門家という立場と、全く第三者の機関として J B I C さんに公開の場で答申する立場というのは、それはそれで全く違う性質のものなののだらうと思います。世銀の場合は内部でもある程度のチェック・アンド・バランスが働いていると思っけていて、例えば開発の地域部と環境審査の審査部、その両方に環境社会配慮の専門家がかなりの量いるわけです。だから内部でもある程度のチェック・アンド・バランスが働き得るのかもしれない。内部の実態は私はそこまで知りませんが、機能上はそうになっている。一方で、今の J B I C ・ J I C A の場合には、環境審査室に、J B I C の方は 10 名ぐらいですか、J I C A の方も数名だと思いますけれども、その方たちが物すごい大量の業務をやっていらっしやるということで、案件の数、大きさの割には組織の体制として整っていない部分が大いにあるのだらうと思います。そのときに、本当にコンサルタントを過程において雇えばいいのか、全部において雇えば解決する問題なのかという、そうで

はなくて、そこにはやはりチェック・アンド・バランスという観点が必要で、ある程度外部の方たちを巻き込んだ形の審査会というのがそこには必要なのだと思います。

○原科座長 確かに世銀は大変インディペンデンシーがあるということで、そういう組織構成になっていることは御存じだと思いますけれども、その責任者の一人の、この前御紹介しましたスティーブ・リントナーさんと3時間ほど話をしました。つい先週ですけれども、ユネスコのシンポジウムがあつて彼がチェアするので来たのですが、そこで親しく話をしまして、いろいろメモを書いて教えてくれました。前からいろいろ聞いておりましたけれども、世銀はいろいろな部局に分かれていまして、全世界に自然環境の専門家が何と250名いるそうです。それから社会環境は150名。合わせて400名おります。それだけいけば、これだけでも力になりますよね。しかも組織構成が今おっしゃったとおりになっていますからね。世銀の場合はそういうようなことで行くので、しかも情報公開が徹底していますから。世銀のホームページをごらんになるとわかりますように、documented 何とかと書いてありますね。常にドキュメントをしっかりと出していく。これが世銀の基本ポリシーですよ。それは国際機関で理事の中にいろいろな国の代表者が入っておられますから、逆に情報公開しないとお互いに困ってしまうのですね。ということで情報公開が普通の組織以上に進んでおりますから、そういう背景のもとで、しかも中でそういう独立性の高いチェック・アンド・バランスができるような構造になっておりますので、こういうことなのです。そのようなことで彼らは定常的には外部の資源を要求しなくても結構対応できているのだと思います。

我々にとってはそんなことは資源的に要求できませんので、そうするとアウトソーシングということですね。審査会の力を使うと。これは日本的な方法だと思います。日本の都道府県の審査会はみんなそういう考え方です。つまり、1つは透明性を確保する、もう1つはアウトソーシングです。都道府県ですからそれなりの人材がおりますけれども、それでも十分対応できないということで、専門家に意見を求めているのです。それで、審査会という表現はちょっと誤解を招きますから、これはあくまでアドバイザー・コミッティーということで、助言を求める。それでアウトソーシングするのだと。しかも、どんな事実に基づき、どんな議論でそういう判断をしたか、そのことがわかるようにすることなのです。世銀の場合にはドキュメンテーションを相当詳しくやっておりますが、そちらの方でかなり詳細に説明していくということで補っておりますけれども、審査会は同じような機能を果たすことはできます。そういうことでJICAは審査会を設けましたし、これま

での議論から考えると、本体事業であるから対象にならないということは逆にあり得ないと思います。本体事業だからこそ対象になるわけです。ポイントは、新JICAのアクティビティです。あるいはアクションということですね。それに対して環境社会配慮をしっかり行ったかどうかですよ。これを国民に対して説明する責任があるわけですから、そういう意味で審査会が最も効率的だということです。世銀みたいに何十人も何百人も専門家を雇うわけにはいきませんからね。ということで、これは大変重要なことだと思っております。

○事務局（廿枝）　ちなみに、そのスティーブ・リントナーさんが先週来たのは、私どもとユネスコで共催した世界遺産と貧困削減という非常に難しいテーマのセミナーのために、彼の旅費もうちがしましたので。それはどうでもいいのですけれども。

座長が御指摘のように、我々は何十人、何百人もの専門家を内部に抱えるようなことはこの予算の中ではとてもできませんので、アウトソースとも言えるのかもしれませんが、カテゴリA案件については外部の専門家の環境審査をより充実させようということをやろうと思っているわけです。清水委員の御意見だと、それだと今度はチェック・アンド・バランスという観点で問題があるということですが、チェック・アンド・バランスということと外部の専門家というのはちょっと——つまり、外部の専門家は、先ほど私が説明しましたように、外部の専門的な知見、我々の内部ではリテインできないようなものを、その都度、まさに必要に応じてアウトソースして、予算とにらめっこしながら導入するという話ですよ。チェック・アンド・バランスについては、我々としてはむしろ透明性を高めるということだと思うのです。だから、それは情報をなるべく早い段階で広く出して、外部の方々から、その案件はこういういわくつきのものだよとかいう我々が知らないような情報があればどんどんいただきたいし、我々もわざわざ好き好んでそういう案件を採り上げたいとも思いませんしね。かつ、内部の牽制という点でも、今の我々もそうですけれども、新JICAになれば審査部というのができて、前にも一度申しましたが、円借款のローン・アグリーメントを結ぶ前提となる理事長決裁を得るためには、審査部が首を縦に振って判子を押さないと通らないのです。審査部というのは内部で拒否権を持っているのです。それは今のJBICでもそうなのですけれども、個別案件について審査部の了解を得ないと決裁がとれないという、拒否権を持っているという内部牽制体制。それから、もちろん監査室というところがあって、それは会計監査だけではなく、こういったガイドラインの運用状態についても内部監査の対象になりますし、さらに外部からは会計

検査院とか、一件一件の個別案件で言えば、L/Aを結ぶのは我々ですけれども、我々だけでL/Aまでいくわけではなくて、我々の意見を踏まえて今度は日本政府の方で閣議決定までまた検討されるということがあるわけでございます。なおかつ、もちろん環境社会配慮も意思決定の際の重要な要素でございますけれども、環境社会配慮以外にも、相手国政府の債務負担能力ですとか、事業の技術的なフィージビリティとか、あるいは経済効果とか、さまざまな要素を総合的に見て、承諾するかしないかというのを我々は決めるわけです。その他の面について、例えば債務負担能力審査会とか、そういったものを一々設けてやっているわけではないわけで、そこは我々に責任を課された業務としてやっているわけでございます。なおかつ、チェック・アンド・バランスという意味では、情報公開をなるべく早くやるということと、E I Aプラスアルファの環境社会配慮情報についてもなるべく早く出して、一定の期間を置いた上でないとL/Aを結べないという形。さらには、環境レビュー結果についてもこれまで以上に充実させた情報を出していく。さらには、異議申し立て手続というのがあって、我々は常に異議申し立てがあるのではないかというプレッシャーの中で仕事をしているわけです。そういった意味で、審査会を入れないと新JICAは好き勝手に何でもやっつけてしまえるという状況ではとてもないということはぜひ御理解いただきたいと思います。

○原科座長 そうですね。そこまでの考えであればおっしゃるとおりで、いろいろな仕組みがございます。だから、そういう点では基本はしっかりできたと思います。

中山委員、どうぞ。

○中山委員 皆さんの意見を聞いていて、諮問機関というのはかなり力を持っているなと思ったのですが、私が気になったのは高梨さんの言った内容で、かなりだれかにおんぶしているところがあるのかなと。例えば原科先生が言われたように諮問機関の先生を調査団の委員に任命するなんていうことをした場合どうなるかという、その委員の先生方に余り報酬を払わないでやるようなことになってしまう。アウトソーシングするというのはお金がかかるけれども、先ほどの高梨さんの発言だと十分な費用も払われていないと。だから、JICAの職員がやればいいのしょうけれども、今まで協力全般を担当していても、そういうのが得意でない人もいるし、いろいろな方がおられるから、急には対応できないということです。これは論点整理ですから、ここでお役所の方、財務省もおられるので、新JICAの組織が充実していない、もっと予算をふやせといったことをセットにしないところの議論は成立しないと思いますね。このままいってしまうと、今の諮問機関が物すご

く仕事がふえてしまってもうまく機能しないということで、J B I Cの円借款にも新しい仕事を入れるとなるとかなり負担が多くなってしまっていて、どちらも機能しなくなってしまうようなことも懸念されるわけです。ですから、ここは今までの実態を踏まえて慎重に議論すべきだと私は思います。そういった意味で、私は廿枝さんの意見に同感です。

○松下委員 私自身はまだ頭の中がよく整理されていないのですが、まず1つは、座長から世界銀行の例が紹介されましたが、世界銀行では非常に独立性の高い環境社会配慮を審査する組織があって、多くの外部のコンサルタントなどを雇ってやっておられて、それで透明性も高めてやっている。これが1つのモデルで、新しいJ I C Aはそういった方向に向けて努力する必要があると思います。しかしながら、今議論されている第三者的な機関として審査諮問機関をつくるかどうかということについては、現在のJ I C Aの審査諮問機関がどういった役割を果たして、どういうメリット・デメリットがあったかということの評価すると同時に、現在のJ B I Cのやり方でどういう課題があるかということを確認した上で、では第三者的な機関をつくった方がいいのか、あるいは世銀でやっているように内部的な専門性が高くて透明性の高い組織としていくのがいいのかというあたりをきちんと評価していく必要があるなと感じました。それで、座長の御説明だと審査諮問機関は助言機関で、あくまで決定は新J I C Aがされるということですが、助言機関がどの程度、中立性だとか第三者性とかチェック・アンド・バランスができるかどうか、そのためには内部的な組織か、あるいは第三者的な外の組織が望ましいのか、このあたりの性格もきちんと議論することが必要であると考えます。

○原科座長 ありがとうございます。

清水委員、どうぞ。

○清水委員 3点あるのですけれども、まず1点目は審査会のキャパシティの問題です。これも確かに真剣に考える必要があると思いますし、高梨委員が先ほど御提案されたように案件ごとに人数を絞る、もしくは対象を絞るということは、もしもつくるという場合には必要になってくるのだらうと思います。

その上で先ほどの廿枝さんの御意見に対するコメントなのですが、私が申し上げている審査会のチェック・アンド・バランスと透明性というのは少し意義が異なっております。透明性を高めるというのは非常に重要なことだと思うのですが、それは例えば、現地で問題があるような事業のときに、この案件について新J I C Aが協力準備調査をしている、もしくは環境レビューをしているときに、現地の人と言う、もしくは日本の

NGOを通じて言うという意味で、現地で問題が起こっていた場合に何か言えるきっかけになることだと思っています。一方で、審査会のチェック・アンド・バランスの役割の意義というのは、それ以外の案件についても見ていく人がいるということだと思っています。例えば、現地では問題は顕在化していないけれども、協力準備調査段階でさっき言ったように調査期間が足りなかった、もしくは住民移転計画において重大な不備があるというようなことは、協力準備調査段階で現地で問題が発生していなかったとしても、外部からそういうことをチェックする人がいるというのは一定の意義があると思います。例えば、同じような例で済みませんけれども、インドネシアのスマラン総合水資源洪水対策事業の場合には住民移転計画書が作成されていますけれども、これが英語でしか作成されていなくて、現地語で作成されていないという状況に今あると理解しています。やはり住民移転計画書というのは現地で現地語で公開されているからこそ意味があるのであって、もちろんJ B I Cさんが審査されるときに住民移転計画書が必要だというのは、それはそのとおりだと思うのですけれども、現地語がない住民移転計画書のある案件についてそのまま通してしまったというのは、J B I Cの環境レビューは本当にこれで十分なのかと言われると、これは専門性の問題ではなくて、むしろセンスか何かの問題だと思いますけれども——済みません、ちょっと言葉が悪かったと思うのですけれども、J B I Cの環境レビューとして本当にちゃんとやっているのかというのは外部から見ていて感じるところで、本当にそういう問題意識を持っている人が内部にいてチェック・アンド・バランスが働いていればこういうことは起きないのではないかというのは私は率直に思います。なので、チェック・アンド・バランスというのは透明性を確保すればいいのではないかというのが甘枝さんの御意見だったと思いますけれども、私はそれはそれでまた別だと考えています。

○原科座長 では、フロアの方、どうぞ。

○一般参加者（田辺） J A C S E Sの田辺と申します。

甘枝さんの御発言を聞いている中で、外部専門家が関与することの必要性というところでは、新J I C Aさんもそれは必要なのだと認識されているのかなと。この外部専門家が果たして公開の場できちんと助言をするのか、それともクローズドな場、個々の場でやるのかというのが大きな論点になっているのかなと思っています。

甘枝さんの発言の中でわからなかった点は、カテゴリA案件の中ですべての外部専門家がかわれるようにするというところで、この外部専門家が助言をするときに、それらの助言の内容はきちんと公開されるのかとか、そういったところが見えなかったので、1つ質

聞させていただきたいと思います。もしそれが公開されないということであれば、私としては疑問を感じていまして、そもそも見る対象が環境社会配慮の情報に関する助言なわけですから、基本的に公開できない理由はないだろうと。それから、こういった専門家が関与するときに、これまでのさまざまな国内外での専門家の関与状況として、公開していった方がその外部専門家のアカウンタビリティという点でもいいでしょうし、結果、クオリティというところでもいいものができるのではないかと思いますので、こういった外部専門家の関与という中で公開していくというところでは特に大きな問題はないのかなと思っていますが、いかがでしょうか。

○原科座長 公開することによって外部専門家のアカウンタビリティも高まる、それはおっしゃるとおりですね。だから日本の審査会は最近ではだんだん公開になってまいりました。47都道府県で公開する審査会がどんどんふえてまいりまして、今おっしゃられるようなメカニズムだと思います。

○事務局（廿枝） 御質問をいただいたので。

清水さんと延々と言い合っていてもあれなのですけれども、どっちが最後に言うかというのをずっと争っていてもしょうがないので、この辺にしたいなと思うのですが。

おっしゃる趣旨は、異議申し立てするほどではないけれども、もうちょっと何とかならないのかというところをどうチェックするかというお話だと思うのですが、そこは我々も運用面で至らぬところは多々あるかと思って、それは我々自身も日々努力するとともに、外部からお気づきの点があればどんどん御指摘を、もう既にいろいろといただいていますけれども、いただくということはもちろんやるにしても、だからといって大がかりな仕掛けをやることによる、それはナイス・トゥ・ハブというか、やればやっただけのいい面は当然あるだろうと思うのですけれども、それは何かを犠牲にして、例えばそれはコストだったり時間だったりというところもあるわけですから、そのバランスの問題だと思うのです。私としては、そこは見解の違いかもしれませんが、ガイドラインを100パーセント徹底させるためには審査会のようなチェック・アンド・バランス機能を入れないと徹底されないだろうというところについては、わざわざ審査会というような大がかりなものを入れなくとも、我々の情報公開を高めるとか、あるいは、前回の委員会でもありましたが、外部からのさまざまな御意見により機敏に、かつ適切に対応するということを我々自身がもっと努力することで改善が図られるのではないかなと思っています。

それから、田辺さんからの御質問ですが、私が先ほど来申し上げている外部専門家とい

いますのは、ちょっと言葉足らずだったかもしれませんが、私どもが環境審査、環境レビューに行くときにその環境レビュー・ミッションの一員として外部から加わっていただくということなのです。ですので、当然その外部の方は随意契約という形ではなくて競争の中で選ぶわけですが、選んで入っていただいたら我々と同じ当事者として現地に行っていて、相手国政府や現場を見てどうのこうのということをやって、環境審査をやって、そしてもちろん御意見をいただきます。ただ、審査会と同じですが、あくまで助言ということですので、最終的な環境レビューの責任は新JICA自身が負うものということで、その外部専門家の方の助言もしっかり踏まえた上で新JICA自身として環境レビュー結果を出して、それと他のさまざまな要素を加えて、その円借款案件について承諾するかしないかについて新JICAなりの判断をし、さらに日本政府に新JICAとしての審査結果をお伝えし、最終的には日本政府で閣議決定されて合意文書を締結する。そういう審議・検討プロセスが終わった後に環境レビュー結果を公表するわけです。現行の我々の環境レビューの公表されている情報は非常に少ないではないかという御指摘については、前々回でしたか、我々としてもカテゴリA案件について充実させていきますということでお答えしておりますけれども、その環境レビュー結果を出す際に、当然その環境社会配慮部分の重要な部分については外部専門家の意見も踏まえたものになっているわけです。ただ、あくまで外部専門家の方はアドバイザーということで、その方自身に責任を負わせるということではございませんで、責任はあくまで新JICA自身が負うということで、取り立てて外部専門家の助言部分だけを、この部分が助言ですというようなことで特出しすることは考えておりません。

○原科座長 今の御説明はちょっとおかしくないですか。外部専門家の助言はどのようなものを得た、それに従って我々はこう判断したというのが普通の説明の仕方です。ことさらとおっしゃったけれども、別にそれは外部専門家に責任を押しつけるわけではないですよ。外部専門家がこういう意見を出したけれども我々はこう判断したという、その判断がJBICの責任でしょう。その根拠としてきちんと、どういう意見があつて我々はこう判断したという説明をすればいいわけですから。ファクトをしっかり示すことの方がよほどいいのではないですか。だから、外部専門家の意見を公開しないのはかえっておかしくないですか。ファクトが見えないのだから。

○事務局（廿枝） そうですね。確かにそこは座長のおっしゃるところは一理あるかなという感じがしますね。

○原科座長 ありがとうございます。

○事務局（廿枝） いや、別に私が認める、認めないではないですけども、ただ、済みません、私も……

○原科座長 もう1つは、プロセスが終わってから公表というのだと迅速性に問題が起こるのです。つまり環境社会配慮の臨機応変な対応ができなくなってしまうのですよ。審査会で議論していれば、その場でこれはおかしいんじゃないかとすぐ対応できますけれども、全部終わってしまってからだと取り返しがつかない場合もありますよね。それでは困ってしまう。だから、迅速性ということを考えても、環境社会配慮のプロセスを公開していただく方がよほどいいのです。ですから、日本では審査会をあちこちの、全てです、47都道府県が持っているということは、そういうことでやっております。

どうぞ。

○一般参加者（神崎） FoE Japan の神崎と申します。

私も先ほどの原科先生の意見と重なるのですけれども、1つには、今いろいろな意見が出されていて、そもそも審査会なるものが必要なのかどうなのかということと、できない、あるいは難しい課題をどう扱うかという点がごちゃ混ぜになって話をされていると思います。私は、基本的には協力準備調査においても、あるいは協力準備調査が行われない本体事業についても審査会を設けていくという方向性に基づいて、それで難しい点をどうクリアしていくかというような方向性でぜひ話を進めていただきたいと思います。

先ほどからの廿枝さんの御意見をお聞きしておりますが私が非常に違和感を感じますのは、外部の意見を聞くことに余りにも引っ張られていて、外部の意見を聞くことの今のJ B I Cのガイドラインの中での本当の意義というのは、環境社会配慮確認の透明性、アカウントビリティを果たすためというところが非常に重要ではないかと考えています。こういった観点では、今のJ B I Cさんがされていらっしゃるように、外部の専門家・コンサルタントの方を雇用し、その方々の意見をお聞きする、あるいは一緒に調査に行くということはもちろん重要だとは考えますけれども、それと今のアカウントビリティを高めるということは必ずしも同じではないと考えております。

○原科座長 ありがとうございます。

ほかに御意見ございますでしょうか。

○清水委員 済みません、先ほど最後に言った方がと言われたから発言するわけではないのですけれども、私の意見を誤解されているかもしれないと思ったので。私が申し上げた

いのは、異議申し立てするほどではないけれども多少問題があるものについて審査会が見た方がいいんじゃないかという話ではなくて、問題が顕在化していないものについても見る何らかのシステムがあった方がいいということです。つまり、異議申し立てをするというのはラストリゾートであって、そもそも現地の人々が問題に直面し、実施機関に訴え、その中でかどこでだかわかりませんが新JICAがかかわっていることを知り、さらに新JICAにそのことを届けるというのは物すごい壁がそこにはあるわけで、私が現地の住民なりNGOなりと話して感じるのは、もちろん人によって違うわけですが、JBICに言っても何も聞いてくれないんじゃないかとか、物すごい遠い存在であることは確かであって、異議申し立てか、JBICに問題を提起するなり何なりというのは物すごいハードルが住民なり何なりの側にはあるわけです。なので、私たちNGOもJBICさんの事業を外から勝手にモニタリングさせていただいていますけれども、すべての案件について見ることは全く不可能ですし、JBICさんが支援されている案件全体について見る機能というものがあってもいいのではないかと思います。

○原科座長 どうぞ。

○福田委員 2点ほどコンパクトに述べたいと思います。

1つは、異議申し立てという手段があるじゃないか、問題のあるものはそこでやってくれということをおっしゃるのですが、今議論しているのは環境レビュー段階でどのような外部の人がかかわれるのかということですが、環境レビュー段階でJBICの異議申し立てというのはできないんですね。だから、それは話としては必ずしもマッチしていない話ですし、外部の人がどうかかわるのかということを引きちんと確保するという意味では、現在の異議申し立て手続は実際にはL/Aが結ばれた後でないとできない。円借款の場合はL/Aが結ばれた後ではないですけども、実際には意思決定が実質的になされた後でないとできないという形になっていますので、環境レビュー段階で外部の人がどのような意見を言えるか、特にJBICさんと議論し続けてあるところでスタックしてしまったときに、ではどういう形で外部の人が意見を言えるかというと、そこは今の制度は相当心もとないのかなと思います。

それから、実は今、審査段階でどのように外部の人がかかわるかという話に終始してしまっていて、協力準備調査の段階で何をしようという話が余りなかったと思うのです。現在、開発調査、特にフィージビリティ・スタディのタイプについてはJICAの審査会で議論されていると思うのですが、これが新しい機関になって、恐らく今のJICAのF/

Sとしてやられたものの多くが新JICAでは協力準備調査として行われていくということになったときに、もし協力準備調査は審査会では議論しません、審査会で議論するのは開発計画調査型技術協力だけということですとなると、今の審査会で議論されているものからは相当漏れてくるものがあるだろうと思います。だから、それはいいのだろうかということはもう1つ論点としてあるのかなと思います。

○原科座長 異議申し立てはおっしゃるとおりですね。さっき私も言いましたけれども、手遅れになってしまうので、やはりレビュー段階できちんとフィードバックできるようにしておいた方が効率的というか、まさに迅速性に貢献すると思います。

それから、協力準備調査は本体事業の一部だということであれば当然対象で、むしろそれがプロジェクトサイクル全体をチェックしていくという理念に合いますので、それを外す理由は全くないと思います。

委員の皆さん、ほかに御意見ございますでしょうか。

では、フロアからどうぞ。

○一般参加者（満田） 地球・人間環境フォーラムの満田と申します。

今の一連の議論の中で2点だけコメントさせていただきたいと思っております。

まず、廿枝さんがおっしゃった審査段階で外部専門家を雇っているという件に関しては、それはそれで非常に効果的かつ効率的なやり方だとは思っているのですが、今、多くの方々から指摘があったように、それは独立した審査機関を設けることの代替にはならないのかなと考えております。それは恐らくJBICの方もお感じになっていると思うのですが、やはり外部専門家としてといたしますか、コンサルタントの方を雇用されて非常に有力な戦力になるわけですが、あくまで内部の視点であり、かつ、その方々の報告を公開するのはタイミング的にも無理なんですよ。非常に慌ただしいアプレイザルの中で、非常に差し迫った時間の中でやり取りが行われ、それが審査に活かされるということは重要ではありますが、その報告が公開されるということは私は余り現実的ではないのかなと感じております。というわけで、これは代替にはならないのかなと考えております。

2点目でございますが、私、第1期のJICAの審査会のメンバーであった経験から申し上げますと、やはり重要なのはその場でいろいろ議論ができたことかなと振り返って考えております。これは本当に正直なところでございまして、私も審査会の先生とか言われるような立場では毛頭ございませんで、一環境団体のスタッフとして参加させていただきましたが、その場でJICAの方々、あるいは調査団の方々、あるいは他の委員の方々と

非常に真剣な議論が行われ、それが調査あるいは報告書に生かされていったということが非常に重要だと考えております。ときには、JICAの方々は非常に現場の知見も踏まえて、こういうことなんですよという御説明に対して、なるほどそうなのか、それはそうですね、ではこういうやり方もあるんじゃないですかというようなやり取りがあったことが貴重だったと感じております。ただ、今考えますと、先ほど福田さんから御紹介のあった第2メコン架橋みたいなものは非常に審査会が生かされたケースだと思いますが、必ずしも生かされていないケースもあるかもしれません。といたしますのは、それは開発調査そのものの課題でもあったかもしれないのですが、要は成果物が報告書なので、幾ら私たちが真剣に議論したところで、調査報告書に反映されて実際のプロジェクトにどうやって生かされていくのかというのは私は当時は非常に気になったわけです。調査報告書にさまざまなレコメンデーションが載る。ではそのフォローアップをして、このレコメンデーションがどのように事業に取り込まれていったのか、例えば住民移転のさまざまな 이슈に関して、いろいろなアクションプランとかレコメンデーションされるわけですが、その後のフォローアップという意味では非常に限界を感じて、私は、そのときの経験を踏まえますと、開調型の技術協力における外部からのインプットよりも、プロジェクトにつながるような形でのインプットというものが貴重なのではないかと考えた次第です。

○原科座長 ありがとうございます。

では、そちら。

○一般参加者（波多江） FoE Japan の波多江です。

私も、先ほどから廿枝さんがおっしゃっているような、JBICさんが行かれる、それから、外部の専門家と同じ立場でとおっしゃっていましたがけれども、外部の専門家も入って行っていらっしゃる現地調査も含めたレビューというのは、私たちが今話しているような審査会とはかなり性質が異なっているのかなと感じております。JBICさんが行われている現地調査などを何件か拝見しておりますと、すべてではないと思うのですが、JBICさんの視点で見られた問題点、あるいはそこで上がってくる問題点を、TORというか、項目をつくられて見られると思うのですがけれども——もちろん審査会のような机上の調査だけで見られるものではなく、よりビビッドなデータなども収集できるかもしれないのですが、例えば現地政府などがアレンジした場での住民の聞き取りであったり、現地政府がアレンジした場所を歩いて調査をされるということでは上がってこない視点というものが審査会の外部の視点から上がってくるということもあると私は思っております。

ます。ですから、先ほど、カテゴリA案件が、2005年、2006年、2007年と約15件ずつあったということなのですが、私たちが勝手にモニタリングしている案件はこの中で何件あったのかなというと、やはり少ないわけで、外部の視点を入れるという意味では常設の審査会を設けていただくことが非常に重要なことだと思っております。

○原科座長 廿枝さん、どうぞ。

○事務局（廿枝） 済みません、私ばかり。もうこれで最後にしたいと思います。

冒頭の私の説明が悪かったのかもしれませんが、審査会の意義を私なりに解釈したのは、外部への透明性を高める。それによって牽制効果があるということなのでしょう。もう1つは、内部にない専門的な知見を外部からいただく。この2つではないかとまず位置づけた上で、外部の専門家をカテゴリAの環境レビューに常に入らせていただくようにするというのは、後者の外部の専門的知見を得るという面を代替する。なおかつ、現地と一緒に行っていただくという意味では、審査会のそういう機能よりはより効果が高いということで申し上げているわけで、別に外部専門家を入れることによって透明性を高めるとか牽制効果を高めるということを行っているつもりはないのです。透明性を高める、牽制効果を高めるということはそれとは別に、情報公開についてより早い段階でより広い情報をこれまで以上に出していけるように手続を改良したいということをお願いしているわけです。そのことによって、NGOの方々がフォローされているような案件ではないものも含めて、新JICAがどの国のどういう案件に関心を持っていてプロセスを始めそうぞというものは須らく始める段階で全部明らかにするというので、それを今まで以上にやっついこうということでございます。そうすることによって、別に審査会の固定メンバーの方々に限らず、広く外部の方々から等しく御意見をいただける機会を設ける方が牽制という意味ではより広い牽制になるのではないかと思うわけでございます。

あとは、先ほど原科座長から、現地に行くのは審査会の方々に行っただけがいいのだということでしたが、それはやればそうだと思いますけれども、先ほどのJICAからのご説明だと、去年のオペレーションだけでも審査会の委員の方々の負担はかなり大きいということで、それで件数はふえる、さらに現地に行かなければいけない、しかもそのタイミングも我々の都合でやっているわけではないんですよ。我々の環境レビューについては相手国政府もそれなりの準備をして、彼らも忙しい中で対応しなければいけない。さらには承諾のタイミングについても、決して援助してやっているのだからいつでもいいのだということで我々はやっていなくて、相手国政府だってそれぞれに財政年度があって、

それぞれの仕組みがあるわけです。その中で何とか彼らの要請にタイムリーに応えようとして我々は四苦八苦しているわけです。そういった中で、審査会を入れればさらによくなるという面はあるのかもしれませんが、他方で、それによって手続が遅れる、迅速性に欠ける、今以上に欠ける。今ですら、遅過ぎる、そんなことなら日本は頼りにならないから中国に頼むというような案件だって出てきているわけです。それはこの委員会の視点とは違うかもしれませんが、御案内のとおり我々は日本の政府開発援助の実施機関で、我々のお給料も含めて日本の税金を有難く頂戴しているわけですから、やはり日本の国益というものを——援助で国益というとは非常に違和感を感じられるかもしれませんが、より効果の高い、より相手国のニーズに沿った、もちろん環境社会配慮をきちんとやるというのが大前提ですけれども、サプライ・ドリブンではなくてニーズ・ドリブンの援助をやることを通じて、日本がより信頼されて、それで日本の国益が高まるという、そういう迂回的な形での国益への貢献というふうに援助の特質上はなるわけですが、いずれにしても手続の迅速性というのが特に途上国から望まれている中で、それとのバランスをどう取るかという観点は、是非、これもやる、あれもやると重疊的にいろいろなものやれば、それはそれでさらに追加的な効果というのは、それは当然やればそれなりにあるのかもしれませんが、それによって犠牲になることだってあるわけですので、そこはぜひバランスを考えていく必要があるということを御理解いただきたいと思います。

○原科座長 清水委員、どうぞ。

○清水委員 今の廿枝さんの御意見で、迅速性に関するポイントだけ申し上げさせていただきたいのですが、確かに円借款の迅速性ということがうたわれて、それ自体は別に間違ったことでもないと思うわけですが、この件についてNGO-JBIC定期協議会においてJBIC側から御説明いただいたときの質疑で覚えているのですが、あのときにJBIC側の方がおっしゃっていたのは、迅速性の話は環境社会配慮に関して体制を弱めようとかそういう話ではなくて、今まで案件を何もしないで休ませていた期間があったので、その休ませている期間をなくするという話だったと思いますので、審査会を設けることによって余りにも迅速性がなくなるのは私もよくはないと思うわけですが、余りにも迅速性の話をおっしゃられますと、そのときの議論とちょっと違うなというのを感じるところです。

○事務局（廿枝） 今の実事関係の確認ですが、私とは別の人間ですが、そのときに申し上げたのは、環境社会配慮を軽視してこれまでやっていることを薄める、と言うか

端折った形で迅速性を図るつもりは決してないということ、それは私自身ももちろんそう思っていて、それを今申し上げているつもりなのですけれども、だから情報公開の面でも、あるいは外部専門家の面でも、その他いろいろな面でこの機会にこれまで以上によりよくしていこうということで我々も必死に考えているわけですが、さらに円借款において追加的に審査会を設けるということと、審査会を設けないで、100パーセントではないかもしれないけれどもなるべく効果をうまく組み込めるような仕組みにできないかということは、それは考えますけれども、迅速性の名の下に今やっていることを薄めるということは我々は毛頭考えていません。より環境社会配慮面では手続を高めるのだけれども、どこまでその手続を徹底するか、一方で強く求められている迅速性ととのバランスをどこまで考えるかというのが重要だということを申し上げているわけです。

○原科座長 では、フロアから。奥の方、作本さん、どうぞ。

○一般参加者（作本） J E T R O の作本です。私も以前審査会にかかわらせていただきまして、その経験に基づいて若干御紹介させていただきたいと思います。

まず、先ほどから遅いということが指摘されているわけですが、これは本当に迅速性という意味で遅いのか、あるいは効率性のことで遅くなっているのか、そこをはっきりしないと議論が空回りするのではないかと思います。物理的に時間がかかって遅いのであれば、例えば人をふやす、あるいは外部の人の協力を仰ぐという手もあるでしょうけれども、もしこれが効率性あるいは手間の問題だと考えますと、これはやり取りが面倒である、時間がかかる、あるいは複数の当事者の意見調整というようなことで、質的な問題がかかってくる。私は、先ほど我々の都合でやっているわけではないと一言聞いたときに、むしろ手間の問題が背後にあるのではないかと感じたわけです。ですから、この2つのしがらみを突破しないとどうしようもないという気がしております。ただ、それにもかかわらず案件の決定が、あるいは実施に至るまでが遅いということは、現在ODAの案件につきまして国際競争力を高めるということも別にあるわけですから、それはできるだけ早める必要がある。ただ、手間の問題等がかかっている場合、質的な問題がかかっている場合には若干のおくれも仕方がないのではないかと思います。もう1つは、外部の協力を仰ぐ場合に、審査会形式なのか、コンサルタントにチェックしてもらうのかという2つのやり方があると思うのですが、これまでJ I C Aが審査会でやっているというのがその例であります。審査会の場合には目の前に委員を置いて定期的に会合を行い、それによってある意味では助言を仰ぐ、しかしコントロール下に置く、言葉は悪いですがけれども一定の監

督のもとで審査会は動いているわけであります。そういう意味では助言ということが生きるわけですが、これが外部に委託するとなりますと、ここでは完全にコントローラビリティがなくなるのではないかと。いわゆるお金の関係で、契約で委託されてそれをチェックする体制が内部にあるのならまた別ですが、単に外に投げてそれを審査室で再チェックできるほどの仕組みがあるのかということになりますと、やはりコントローラビリティのところ外部委託というのは、仮に若干の人に現地を赴いてもらったところで補い切れないという質的な問題を抱えているのではないかと思います。

あと、先ほど原科座長がおっしゃられた、1人当たり10件ぐらいの案件を抱える、これはそれほど大きな負担ではないと思います。仕事をほかに抱えておりましたも、10件ぐらいはこなせるのではないかと思います。

○原科座長 10件というのは台湾の例で10件。それで、今お聞きしたのだと数件だと思えますよ。年間50件とか30件ですからね。

○一般参加者（作本） 既に前にJICAの審査会におきまして3つぐらいのチームに分けて、これも事務局からのアドバイスによるわけですが、それで担当を決め、それを全体でまた諮るということで、二重に意見交換することによって十分実施できていたという印象を私は持っております。

あと、専門性の点ですけれども、私は、これまでのJICAの審査会におきまして、環境社会配慮という場合に、途上国の案件が多くなるわけですが、その社会面に関する配慮に知見を持った人が少ないのではないかと気がしております。言葉は悪いのですが、私も含めて環境ばかりと呼ばれる人が若干いるわけであります。そういう中で、今は経済の視点も含めないと、その案件が本当に必要なかどうかということまで議論し切れない。単に環境社会配慮だけでなく、その上にその案件の必要性なり何なりというものを、一定の見方を置くことによって環境社会配慮という知見を得られるのではないかと気がしております。

○原科座長 ありがとうございます。

もう1人手が挙がっていましたね。よろしいですか。

それでは、杉本さん。

○事務局（杉本） 今御指摘のありました件のうち、作業内容をコントロールできる、できないということで、今JBIC方式でやっています外部専門家の件について言及がありました。要は外部に投げてしまっているので余りコントロールできていないのではないかと

ということですが、確かに契約上は委託なので、契約書だけを見ていると外に丸投げしているかのように見えるかもしれないですけども、実態としては、実際に現地調査に行く前と後に十分な打ち合わせ期間をとりまして、そこで書類を入念に読み込んで事前の打ち合わせをする、行ってもずっと行動を共にして、現場でけんけんがくがく協議をする、出てきたレポートについても、内容からてにをはに至るまできちんと詰めた形で報告書を出してもらおうということで、実態的には、我々としては、主にクオリティという観点から、コントロールという言葉は悪いのですけれども、J B I Cの中の審査担当部局としてはやっている自信はありますので、その点だけ申し上げておきます。

○原科座長 でも、余りやり過ぎると逆のことになってしまうからね。独立性が問題になってしまうかもしれないので、難しいところですね。

3時半になりましたので、そろそろブレイクをとりますが、では一言。

○事務局（熊代） 事実関係の確認です。最初のころに、無償の事前の調査は技術協力で今までやっていなかったというような御発言があったのですが、従来は無償の事前の調査も技術協力でやっていました。

○原科座長 ただ、実質的には、今度、協力準備調査と本体と連携が強いですよね。だから、位置づけはそうだということです。ただ中身は本体と一体という御議論につながると思います。

では、ちょっと休憩をとりましょう。2時間弱でと思いましたが、ちょっとオーバーしました。3時33分になりましたので、10分程度休憩をとります。45分から再開します。

午後3時33分 休憩

午後3時45分 再開

○原科座長 時間になりましたので再開いたします。

審査諮問機関、随分御意見をいただきまして、なかなか結論を出しにくいところではありましたが、この件に関してさらに御意見ございますでしょうか。

高見委員、どうぞ。

○高見委員 皆さんの御意見をお伺いして、それぞれになるほどそうだなと感じるところがあるのですけれども、できない話として私から申し上げさせていただくと、審査会を設

置ることによるメリットというのは2つあるのではなかろうかと。ほかの部分はたくさんの方がおっしゃったのですけれども、まだ話として出ていない部分が2つあるのではな  
いかなと思うのです。

1つは、透明性を高めるために情報公開をしっかりとやりますというお話をいただきましたけれども、情報公開という形で知りたい人が自分から取りに行かなければいけないという形でやるのと、審査会の委員に対してという、限られたメンバーに対してではありますが積極的に出していく、そこはやはり違いがあるのではなかろうかなと思うのです。

もう1点は、同じだけ手間をかけて、同じだけコストをかけて専門的な外部の意見を聞くということをやるとしても、国民に対する新JICAのアカウンタビリティを高めるという面で評価すれば、やはりそれは第三者の機関、審査会できちんと見てもらっていますとやった方が評価は受けるだろうと思うのです。それと、コストがかかる、時間がかかるという御批判に関しては、それは新JICAさんだけが責めを負うべき問題ではなくて、政府開発援助のプロセスを効率化する、早くするということは政府の部門においても等しく負うべき、取り組むべき問題ではなかろうかと思えます。いずれにしても、限られた予算・人員の中で最大限努力しておられるというのは私もよく理解しているところでありますし、私も含め十分ではないところがあるということもよく承知しておりますけれども、効率化という問題に関しては必ずしも新JICAさんだけで取り組む話ではないのではなかろうかと思えます。

○原科座長 ありがとうございます。確かにそうですね。全体的な仕組みの問題とかいろいろありますので、それはおっしゃるとおりだと思います。

審査会に関していろいろ意見をいただいて、なかなか結論を出しにくいところはありませんけれども、これは委員会としての結論ですので、JICA・JBICの御様子も随分お聞きして大体わかったと思いますので、この委員会で何らかの結論を出したいと思います。そういう点からさらに御意見がございましたら、委員の方、ございますでしょうか。——よろしいでしょうか。

今の高見委員の御意見もあわせて考えますと、私としては審査会設置ということの基本にした方がいいと思います。ただ、その審査会の運用の仕方については細心の注意を払っていかないといけないと思います。1つのモデルを申し上げますと、これはさっき申し上げたのですが、審査会の固定メンバーはそんなに多くなくていいと思います。10～20名の範囲と考えていいと思います。ですから、余り費用はかからない。むしろ専門家のリ

ストを200～300人、もっと多くてもいいのですけれども、そういうリストを用意しておきまして、案件ごとにチームをつくって対応していく。そのときに、固定メンバープラス、案件ごとに、より専門性の高い、また情報をたくさん持つておられる方にも参加していただいて、数名のチームで見えていく。こういう方式をとりますと、各チームの年間の担当すべき案件数は数件で終わるような形になりますので、効率性もいいでしょうし、資源も有効に使えらると思います。そのような工夫をするという条件つきですね。その工夫のときには、先ほど小林委員の代理の中川さんがおっしゃったように、やはりオペレーションをしっかりと考えなければいけないですから、具体的なことはさらに詰めなければいけないのですけれども、そんな考え方ではいかがかと思います。これもまた、私、この委員会の論点の整理のドラフトをつくりますので、その段階でまたいろいろ御意見を伺ってまとめていきたいと思いますが、この点は大体このようなことでよろしいでしょうか。

それでは、論点の②までは一区切りつけて、今度は③の「その他」に参ります。

「その他」のところは、御意見をいただいている方に御説明をお願いします。

では、田辺さん、どうぞ。

○一般参加者（田辺） JACSESの田辺です。③のJACSESからコメントを出させていただいた点に関して説明させていただきます。

この件に関しましては、具体的な審査会のプロセスというか構成、構造がまだ明らかになっていないので、具体的にどのように改善できるかというのはわからないのですが、現段階として、過去の案件でインド国の貨物鉄道輸送力強化計画調査の中で、EIA自体の作成がおくれて、37地区のEIAがつくられる予定だったのが2地区のEIAしか審査会は審査することができなかった、それから、ドラフトファイナルレポートへの答申が出される前にファイナルレポートが既に提出されていたという点でプロセス上の問題があったということで、このようなことがないようにするためにはどのようなことができるのでしょうかという課題があるかなと思っておりますので、具体的な審査会の中身がもう少し定まった段階で検討していくべきなのかなと思ってます。

○原科座長 今の御意見は、ちょっとうまくない例があったということですか。

○一般参加者（田辺） インド貨物の例でこういったプロセス上の問題があったということです。

○原科座長 では、もう1人、フロアの方、どうぞ。

○一般参加者（満田） 地球・人間環境フォーラムの満田です。

1 ポツの第1期の審査会でこういう指摘があったという点ですが、私が説明するのも変なのかもしれないのですが、具体的には、例えばドラフトファイナルレポートの段階で、こういう調査をやるべきみたいな意見が委員から出てしまって、もちろんそれを踏まえて契約変更などではできるわけですが、非常に手戻りが生じてしまいますし、調査団にもいろいろ負担がかかる可能性があるということでこのような話が出てきたのだと思います。ただ、いずれにしても、今の田辺さんのコメントもそうですが、審査会についての結論が出ていない中でここら辺を余り詰めて議論してもしようがないかなと思っているので、これに関連した議論は、協力準備調査の中ですとか、その後にも出てくるので、そのときに議論したらどうかと思います。そういう提案です。

○原科座長 ここに意見がたくさん出ていますが、ほかには御説明いただく方ございますか。GEFとありますね。ああ、これは共通か。失礼しました。私の間違いでした。では、これでおしまいですね。では、この件は後で。

では、次に参ります。

どうぞ。

○福田委員 この件について委員会としてどういう提案をするのかということの最終的な中身はこれから詰めなければいけないですし、それを受けて新JICAとしてガイドラインに盛り込むのか盛り込まないのかという判断はあると思うので、こういうことを申し上げるのは若干先走り気味なのかなと思うのですが、今まで議論されたように、審査会の件というのは、どのような制度設計にするかということが、設けるか設けないかということ以上に重要なのかなと私は思っています。そういう意味では、設けるということになったときに、では実際にどういう審査会を設けたらいいのだろうということについては、この委員会でガイドライン案が固まったところに、そのフォローアップという形で、では審査会には何を盛り込んでいくのだろうということを冬とかに議論するというのは次の段階としてあってもいいのかなと思っています。

○原科座長 「審査会」という表現もちょっと誤解を招くかもしれないので、「審査諮問機関」という表現でいきましょうか。助言機関としてそういうものを設けた方がいいと思います。私はというか、そういう意見が多かったように思います。

この件をもうちょっと議論しますか。大体意見を出していただいたので、どうまとめるかを考えたいと思います。——よろしいでしょうか。

では、次は16番です。22ページ。「その他」。これはいっぱいありますね。

○清水委員 済みません、今、福田委員がおっしゃったことなのですからけれども、この審査諮問機関について、ガイドラインが一段落したあたりの冬ごろにまたこの委員会で話すということによろしいのでしょうか。

○原科座長 審査諮問機関の中身はどういうぐあいにしたらいいのかな。ガイドラインにどこまで書くかですね。ガイドラインで審査諮問機関を設置するというで基本的な考え方を示しておいて、具体的なデザインはどうしますかね。多少議論して整理しておきますか。

○清水委員 私としては、今回の論点にも「審査諮問機関の機能」ということで入りますし、ガイドラインはここで議論した、審査の機能についてはここで議論したけれどもあとは事務局任せというわけではなくて、議論はここである程度した方がいいということです。

○原科座長 そうですね。では、それをどのような格好で。中間報告にも少しそういうことを書いた方がいいのかな。そうすると時間が余りないですね。ですから、中間報告を出した後でそれを議論するのか、中間報告に少し書いておくか。イメージがないとできないですね。

○事務局（熊代） ガイドラインをつくった後の話、さらに最後というのは、それをここでまた議論しましょうという御提案ということですか。

○福田委員 恐らくガイドラインの案が議論されている、例えばパブリックコメントに付されているとか、そういうタイミングの話になるのかなと思います。ガイドラインが実際に動き始めるときには何かしら結論が出ていなければいけない話なので、ガイドラインが施行されてからということにはならないと思いますが。

○事務局（熊代） それをこの有識者委員会で議論しようということですか。

○福田委員 ということにしてはどうでしょうか。ここで議論されている審査諮問機関をどこまでガイドラインに詳しく書き込むかという問題があって、今のJICAのガイドラインは別にそこまで詳しいことまでは書いていないですよ。設置します、A・B案件について諮問します、それから公開でやりますというところまでしか書いていなくて、実際の制度設計というのは別途要綱があるのですけれども、そういったものについては、この委員会で委嘱された厳密な内容はガイドラインまでですよというお考えも成り立ち得ると言えば成り立ち得るのかなと思うのですけれども、せっかくこういう議論をしているものですから、その延長線として、ドラフトの議論をするのと並行してそういう議論もできた

らいいかなという提案であります。

○事務局（熊代） どこまで書くかという話はもちろんあるのですが、こちらの方は有識者委員会にお願いしているのは基本的にはガイドラインとっていて、それより細部の話をどうするのかという話はあるのですが、とりあえずこの委員会ではガイドラインを御議論いただくというように思っております。それを超えてどうするかという話ですよね。

○原科座長 そうしますと、ガイドラインの中でのなるべくわかりやすく書いておくことが大事だと思います。そうしないと議論した結果が実現しない。そんなことで参りましょう。よろしいですか。

○福田委員 今、原科先生のおっしゃったとおりなのですが、今のお答えだと、私たちとしてはむしろガイドラインに書けと言う必要が出てくるということにはなるのです。そういう表裏の関係にある話ではあります。

○事務局（熊代） 内容によってはガイドラインの議論と平行して議論することもあり得るということですね。

○原科座長 だから、この議論の中でそこまで書かないで、別の形で中身はお諮りしましょうという方法もありますよね。だけど、やはりどういう中身かということが大事ですから、それがきちんと認識されないといけないと思います。

## （2）協力準備調査について

○原科座長 それでは、16番に移ろうと思ったのですが、ちょうど4時になりまして、議題の2で協力準備調査について御説明いただくということで、4時過ぎに御担当の方にお越し願えるということでございましたが、時間どおり来ていただきましたので、今度は議題の2番に移ります。協力準備調査についての話に入ります。

では、御説明いただきます。

○JICA（植嶋） 前回御質問いただいて答えられなかった部分を中心にお話しさせていただきます。

福田委員から、前回お配りした資料の2（2）、「個別案件の発掘・形成、基本事業計画の策定と協力内容の提案、当該案件の妥当性・有効性・効率性の確認」では、無償資金協力案件の設計・積算に該当する部分が読めない、どのように位置づけられるのかという

御趣旨の質問があったと思います。無償資金協力については別途外務省の方から御説明いただく機会もあるかもしれませんが、私たちが理解しているのは、まさに個別案件の妥当性・有効性・効率性の確認の一環としてこの設計・積算というのは実施されるということでございます。ですから、妥当性・有効性・効率性の部分で読んでいただきたいということです。

それから、調査の類型化はもう少し詳しくならないのかという御質問があって、前回少しお話ししましたが、現時点では、8月29日にお出ししたペーパーで説明した内容よりも詳しい類型化というのはございません。繰り返しますと、調査の目的の観点からは2つの種類、1つは協力目標の設定と協力シナリオを形成するもの、それから個別案件の形成にかかわるものと、この2つが大きくございます。それから、調査の内容の観点から申し上げますと、例えば開発セクターとか開発課題に対して協力の方向性を調査する現在のJICAのプロジェクト形成調査のようなものが1つ目、資金協りに結びつけることを前提に行うフィージビリティ・スタディのようなものが2つ目、無償資金協力にかかわる基本設計調査のようなものが3つ目、現在のJBICによるSAPROF的なものが4つ目というように御理解いただきたいと思います。

3番目に、マスタープランのうち、例えばF/S対象の優先順位づけなどを行う段階も技術協力として行うのか、マスタープラン単体で行う協力準備調査はないのかという御質問だったと思いますけれども、協力準備調査で公共事業計画づくりを行うマスタープランを行うことはありません。もしも協力を前提にして行うということになりますと、それは協力準備調査の中で行うということになります。

それから、ローリングプランに掲載されることなしに協力準備調査を行う場合はあるのか、それとも一たんローリングプランに載せるのかということでございますけれども、ローリングプランに載っていない案件でも政策的な要求等に応じて協力準備調査を行う場合はあると考えております。ただ、協力準備調査の実施を決定した時点でその対象案件はローリングプランに新たに記載することになります。

それから、基本業務フローの中で、外部ステークホルダーからの意見聴取が記載されていないのはなぜか、TORを作成する場合に外部の意見は聞かないことを意図しているのかという御質問がございましたけれども、TORの作成に当たりましては、必要に応じて外部の意見を聞いたり外部のリソースを活用したりすることはあります。ただ、最終的には実施機関としてのJICAが責任を持って作成するというように考えています。

それから、協力準備調査のTORは必ず公示するののかということですが、協力準備調査は必ず外部のリソースを使って実施するので、TORは公示されます。

資料の4(3)の対処方針の協議は何を協議するのかという御質問がありましたけれども、円借款であれば、新JICAとして円借款の審査に進むべきかどうかを議論する、無償資金協力であれば設計・積算作業に進むための基本的な内容を議論する、技術協力においては必要に応じて要請内容の確認、協力の方向性を議論するというように考えております。

○JBIC(中澤) 協力準備調査の公開の検討状況ですけれども、まさに今、JJ内部、それから関係のところと協議しておりまして、9月中にこの委員会の中で御説明できるようにはしたいと考えております。

一応これで、全8点だったと思いますが、前回の繰り返しの部分も含めて以上でございます。

○原科座長 それでは、今の御説明に対しまして御質問ございますでしょうか。

○福田委員 今、急ぎでいただいたのでぱっと反応できない部分がありますが、無償について2つのお答えをいただいて、1つは、積算作業というのは妥当性・有効性・効率性の確認という中で読んでほしいということでしたが、積算・設計という作業に入る段階で妥当性・有効性・効率性について新JICAとして確認されていると考えているのか、そうではないのかということが1つあると思うのです。積算作業を始めるという行為が何か重要な意味を持つのかどうかというのを私はこの間ずっと問い続けてきて、実は余り明確なお答えをまだもらっていないところで、ぜひ無償課の方がいらっしゃっているときにお話ししたいと思っていますのですけれども、以前植嶋さんに説明していただいたときには、今行っている基本設計調査というものは、案件の妥当性を確認する段階と、案件の具体的な設計・積算をする段階という2つに分かれるのだらうというお話をされていらっしゃったので、ちょっとこの表現は違和感があったのです。逆に言うと、設計・積算に入っても、その中で妥当性・有効性・効率性を見ていくのですよ——積算という意味では幾らかかるのかというのがあるので効率性に関係するということなのかもしれないのですが、その段階ではまだ最終決定、要するに妥当なのかどうかということについての判断をされていないんですよということであれば、それはそれで審査のタイミングとの関係ということであれば、その後も審査は続くということで整理可能なのかもしれないなど、今お話を聞きながらは思っていたところです。

一方で、今、無償について、協力準備調査の一番下の対処方針の協議について何をするのかということで、ちょっと正確な表現を聞き落としてしまったのですけれども、済みません、何とおっしゃいましたか。

○JICA（植嶋） 設計・積算作業に進むための基本的な協力の内容を議論するということです。

○福田委員 ありがとうございます。そうすると、協力準備調査をやって、設計・積算に入るかどうかというところでまずワンクッション協議があると思うのですけれども、この図を見ているとそれで協力準備調査は終わりそうな気がするのですけれども、必ずしもそうではないということなのでしょうか。

○JICA（植嶋） では、1点目からお答えしたいと思います。妥当性というのはいろいろな妥当性があると思っていて、無償資金協力の場合は、基本構想とか計画の妥当性、設計の妥当性、それから積算の妥当性と、いろいろなレベルでの妥当性の判断というのがあり得ると思っています。それから、まさに積算というのは最終的にコストがどのぐらい必要になるのかということですから、効率性の判断に不可欠な要素だと考えております。恐らくこの前段の方では計画の妥当性というのがまず重要な 이슈になって、その上で設計・積算というようにだんだん移っていくのだらうと考えています。

それから、協力準備調査は、実はこの図をつくるときにも本当に苦労したのですけれども、個別案件の対処方針の協議の後にも少しスペースがありますよね。これで読んでいただきたいと思うのですけれども、無償の場合は協力準備調査がまだ続きますということです。

○福田委員 ということは、2つ目の御回答に対する再質問なのですけれども、積算作業に進むかどうかという段階でまず対処方針の協議があり、その後、設計・積算のための協力準備調査が行われると。この図を読むと、その後、個別案件の審査という新JICAのアクションがあるということになるのですが、こういう読み方でよろしいのですか。

○JICA（植嶋） そうですね。そういうことで結構だと思います。

ただ、無償については外務省からの御説明もあると思いますので、再度確認いただければと思います。

○原科座長 よろしいでしょうか。

○福田委員 中澤さんに質問なのですけれども、先ほど、協力準備調査の公開の点については9月中に説明したいとお伺いしたのですが、その9月中というのは9月22日の委員

会までということが可能なのかどうかということはこの委員会の進行との関係では非常に重要なポイントなので、教えていただきたいと思います。

○事務局（廿枝） 今の予定ですと9月中の委員会は22日が最後ということになりますので、もちろん協力準備調査の報告書の公開ポリシーについては、これは環境社会配慮面だけではなくてさまざまな要素を含む報告書ですので、新JICAでどう統一的なポリシーの下で報告書を公開していくのかということについては10月1日の統合までにJJとして結論を出さなければいけないということで、今、鋭意議論をしているところですが、委員会は9月は22日が最後ということなので、22日の会でなるべくきちんとした説明ができるようにJJの協議を加速させたいと思っています。

○原科座長 どうもありがとうございました。

では、この件でほかに御質問、御意見等がなければと思いますが。

清水委員、どうぞ。

○清水委員 今の協力準備調査の公開についてなのですけれども、そこで御説明いただくのは、大方針としてこういう情報公開のポリシーでいくというような御説明なのか、この文書については公開するとかしないとか、そういうお話なのか、どちらなのでしょう。というのも、まさに環境社会配慮に関する情報公開についてはここでの論点にも挙がっておりまして、あくまでもそこでの議論を踏まえた中間報告書を受けて、その後JICA側がドラフトを出すというようなプロセスだと思うのですけれども、そのプロセスについては御考慮いただきたいと思うのですけれども、いかがでしょうか。

○事務局（廿枝） 協力準備調査というのは1つの塊というか、別にスキームに応じてどうのこうのということではなくて、現行のJICA・JBICそれぞれがやっているいろいろな調査に取って分けるとこういう関係にあるというのは、前回この3.の所で説明したとおりですが、その報告書の公開について、協力準備調査のうちこういう類の調査についてはこうするとかいうことではなくて、協力準備調査に含まれるさまざまな情報の種類ごとの性格に応じて、こういうたぐいの情報については公開・非公開、あるいは開示するときにはこういうタイミングでというようなことを御説明することになるのではないかと思います。ですので、特にこの委員会では、環境社会配慮面の情報についてどうするのだ、それをどうガイドラインに織り込むのかということになるわけですが、その御関心には答えられるようにしたいと思っております。

○原科座長 よろしですか。

フロアからどうぞ。

○一般参加者（満田） 地球・人間環境フォーラムの満田と申します。

私がとんでもない勘違いをしているのかもしれないのですが、協力準備調査として、もう9月というタイミングなので、J J としての方針を至急決められるというのはもちろんごもっともなのですが、一方で、現にこの有識者委員会で協力準備調査の公開のあり方についての議論をこれからするという中で、その議論の結果がそのJ Jの方針に反映されるべきだと思っているのです。それは実際問題そういう理解でよろしいのかどうかということを確認したいと思います。

○原科座長 これは双方からお答えいただけますか。

○事務局（廿枝） いずれにしても10月1日に組織は統合しますので、最低限その時点で、少なくとも現行のJICA・JBIC、これは情報公開に限らずさまざまな面について、異なることについては統一できるところは統一するというところでやらなければいけないわけですが、残念ながら委員会は10月以降も——残念ながらというのはそういう意味じゃないですよ。本来であれば統合までにこの委員会を終えられるように我々もきっちりもっと前から準備すればよかったですけれども、委員会はまだしばらく続くということですので、一旦10月1日で1つの組織体として対外的に齟齬がないようにさまざまな点について統合は統合としてやると。ただ、統合後の新JICAとしてオンゴーイングでさらに進んでいくこの委員会で環境社会配慮に関する御提言をいただき、さらに新JICAとしての意思決定をすることによって、一旦2008年10月1日の時点で導入した手続を、それに応じて見直すということは当然あり得ると思います。

○原科座長 ということで、とりあえず10月1日で一区切りつきますけれども、その後の議論において見直すこともあり得るという御回答でした。よろしいでしょうか。

特段の御意見がないようでしたら、論点に関する議論に戻りたいと思います。

どうもありがとうございました。

それでは、22ページに参ります。「その他」ということで、これはいろいろ出ております。順に参りたいと思います。

まず最初の部分、これはどなたから。では、フロアからお願いします。

○一般参加者（満田） 地球・人間環境フォーラムの満田と申します。

最初の意見は私が提出させていただいたものです。「新JICAは、環境社会関連の調査設計（TORの検討など）を十分行うべき」、当たり前のようなコメントでございます

が、「とりわけ、必要とされる調査期間（自然環境の現況把握調査に際して、季節的な変動を調査できる十分な期間）を確保すべき。また、TORの段階で公開し、審査会など第三者からの意見を求めるべき」。これは先ほどの第1期のときの経験を踏まえて、その次のポイントも全く同じようなことを書いておりますが、類似したといいますか同一の意見でございます。これについては、先ほども御紹介したように、いざ調査が始まってしまっただけでそれを見直すことは非常に難しいので、調査のTOR段階からそこら辺を加味して第三者からの意見を求めるべきだという趣旨でございます。若干運用面での意見でもございますし、審査会の話は審査会の制度設計のときに行われるべき話だと思っておりますし、あるいはTORへの第三者からの意見のインプットというのはこれからやられるであろう協力準備調査の手續の話に関連するので、この点についても、今この場で議論するよりは協力準備調査の議論の中でされたらどうでしょうかと御提案したいと思います。

○原科座長 ありがとうございます。

これに関連しまして、JJの方でも、現在こう行っているという御説明はありますか。この点はよろしいですか。――では、記載のとおりのことになっておられます。

それでは、これは協力準備調査の議論のときにとということでございますので、次に参ります。

実際の運用に当たってのWWFからの御意見、「実際の運用にあたって、新JICAの環境及び社会面の専門家の数が限られており」云々という部分でどなたかございますでしょうか。先ほども少しこういった議論がありました。専門家の数が限られているからきちんとした配置ができるようにしてもらいたいという御意見をいただいております。特段の御意見はございませんか。この御意見は新JICAの環境社会面の専門家の数が限られているので、そういった対応ができるようにしていただきたいということで、「配分可能なリソース（人員等）を踏まえた上で、適切な運用方法につき検討したい」という御回答でございますが、このようなことでよろしいですか。先ほど世銀の例を申し上げたけれども、とてもあんなふうにはいきませんので、大変厳しい状況の中でやらなければいけないということでございますけれども、できるだけ対応していただけると。

では、次に参ります。「歳入の透明性の重要性を、環境社会配慮確認に係る基本方針として明記すべき」。これはどなたでしょうか。

○清水委員 歳入の透明性の話ですけれども、これはもともと資源開発に関する議論なのです。ただし、ガバナンスの問題、汚職の問題と非常に関連していますので、この論点と

下のヒューマンライツ・ナウのガバナンスの話と一緒にさせていただきたいと思います。9月10日に鈴木さんが来れますので、その中でこの歳入の透明性をガバナンスの問題と一緒に議論させていただきたいと思います。紛争地についてもヒューマンライツ・ナウの方ですので、その次の生態系と森林の方に行っていただければと思います。

○原科座長 そうすると、採掘産業とか、これも全部後回しというか、ヒューマンライツ・ナウの方が御出席のときという御提案ですが、皆さん、いかがでしょうか。ほかの委員の方もよろしければそういたします。よろしいですか。——では、そのようにいたします。

そうしますと、少し下に行きまして、「新JICAは、保護価値の高い森林（生態系）の転換を伴う事業への支援を行うべきではない」。以下、関連している文が次の4つでしょうか、森林関係がございます。これはまとめて参りましょう。

では、これを御説明をお願いします。フロアからどうぞ。

○一般参加者（満田） 地球・人間環境フォーラムの満田です。

「保護価値の高い森林（生態系）の転換を伴う事業への支援を行うべきではない」という論点に関しましては、きょう、持ち込みの追加のペーパーを配付させていただいております。

○原科座長 今、追加で資料を御用意いただいたということでございます。お手元の資料を御確認ください。

○一般参加者（満田） 勝手に資料番号をつけてしまったのですが、右肩の四角に囲っている……

○原科座長 13-1-3と書いてある。

○一般参加者（満田） はい。ちょっと見切り発車でつけてしまって、もし間違っていたら御訂正いただきたいのですが。

保護価値の高い森林とは何ぞやと、当然のことにして思われると思いますので、それに関連したもの、保護価値の高い森林と国際的にいろいろ活用されているその評価基準のようなものを記したものが資料13-1-3と記したペーパーです。「保護価値の高い森林（HCVF）」と書かれた表裏の紙です。それから、資料13-1-2といたしまして、「保護価値の高い森林（HCVF）の転換などに関連した国際金融機関、民間金融機関などの規定（参考）」ということで、他の機関ですね。これは実はJBICの国金の方に提案したものと同じものを流用している関係で、金融機関係の事例が多くなっておりますが、

そういった、どういうふうに I F C あるいは世界銀行、O P I C、あるいは H S B C などの銀行、あるいは J P モルガン・チェースなどの環境政策に記載されているかを記したものです。

現行の J B I C さんのガイドラインに、恐らく J I C A にもあったと思うのですが、保護地域における事業に関する規定があったと記憶しております。これはもう 1 つ進めた形の提案でございまして、要は、保護地域と法定で指定されていないような地域も非常に落差がある。世界の森林ですとか生態系のいろいろな脅威というのを見ていったときに、やはり開発というものが非常に大きな脅威の 1 つになっているだろうということからこういった提案をさせていただいております。資料 1 3 - 1 - 2 にも書かれておりますように、例えば世界銀行などでは、保護価値の高い森林の「著しい転換や劣化を伴うと判断される事業には融資をしない」と非常に明確に言い切っているわけです。世銀のこの O P にはさらに続きがありまして、世界銀行が重要ではないけれども自然林の著しい転換または劣化を行う事業に融資する際にはこういうことが必要だというようなこともあわせて規定されております。ここに書いてある事例はいずれも恐らく世界銀行などのこういった基準を見ながら、I F C も、重要な生息環境ではこういう要求事項を満たさない限りいかなる事業活動も実行しないというような規定があったり、いずれも類似の規定かなと私は認識しております。

とりあえず以上です。

○原科座長 ありがとうございます。

ほかにこの件でございませうでしょうか。

それでは、もしそちらからレスポンスがあればお願いいたします。

○事務局（杉本） どうもありがとうございます。

基本的な方向性につきましては、現行のガイドラインの中では「影響を受けやすい地域」の中に「国または地域にとって慎重な配慮が必要と思われる地域」ということで、ここで原生林、熱帯の自然林等々ということに記載されていまして、現行のガイドライン及びそれに基づくオペレーションの中でも、こういったケースについては非常に慎重にレビューを行ってその可否を判断するということが対応しているのが実情です。実態面でどうかといいますと、「国内法、国際条約において保護が必要とされる」云々等々の記載もこの中にはありますが、例えば法律が発効している、していないとか、そういった形式的なところで線を引いているわけではなく、必ず現地にも運んで状況を確認するということが

案件の環境レビューには対応していますので、基本的な方向性としては、今、満田さんから御提案いただいた方向なのかなと思っております。昨日ありました新J B I Cの方のコンサルテーションの中でも、この点について、生態系及び生物多様性については新たに項目を追加して、基本的な趣旨としては今御提案のありましたようなものを追記するという事でドラフトが提示されていますけれども、我々としても、この点については基本的には最低ライン、ここまではやっていく必要があるのだろうと考えているところであります。

○原科座長 昨日公表されました新J B I C / N E X I の改訂ガイドラインの案にも記載されておりましたようなことで、水準はキープするという事でございます。

どうぞ。

○一般参加者（満田） 地球・人間環境フォーラムの満田です。そのように対応していただけるということを安堵しております。

1点だけ、ちょっとマニアックなコメントになってしまうかもしれないのですが、新J B I Cさんの方のガイドラインでも今御紹介のあったような文言が盛り込まれることになりました。その際、新J B I Cさんの方は、世銀のOPに倣って、重要な生息地あるいは重要な森林ということで盛り込まれたわけですが、実はFAQに定義を書くに当たって、私どももはたと、どうコメントしたらいいのだろうと非常に困ってしまったところもあります。というのは、世銀が重要な生息地なり重要な森林と定義づけているそのやり方なのですが、この資料13-1-2の下の方を見ていただきたいのですが、まずi)は、「当該国政府によって公式に認められた既存の保護地域」、これは当たり前といえば当たり前といいますか、重要なのだろうということですね。ただし、現行のJ B I Cガイドラインでもこれについては盛り込まれていると私は理解しております。より私たちが重視しているのは、要は保護がかかっていない部分はどうやって見るのかというところです。ii)がその保護がかかっていないところなのですが、世銀の、名前は忘れてしまったのですが、地域の環境ユニットみたいな感じの名前だったと思うのですが、それがリストを策定するというようなことになっておりまして、このリスト作成の際にはこれこれというように書いてあるわけで、世銀にそのリストを下さいよと言えはくれるのかもしれませんが、このままガイドラインには流用しづらいなと。また、項目も非常に判断しづらいような項目が並んでおりまして、この世界銀行のOP4.04なり8.60形の後に、より具体的で進んだ形でI F Cなり先ほど御紹介しました保護価値の高い森林などで評価

基準が設けられております。これは非常に実績があるのです。保護価値の高い森林というのは森林認証などでも使われておりますので実績がございまして、そこでやはり私たちが非常に重視しているのは、この資料13-1-3の裏の面なのですが、もちろん生物多様性というのは非常に重要な部分ではありますが、もう1つの項目として「地域コミュニティの基本的ニーズを満たすために欠かせない森林」というのが盛り込まれているのです。これは今までなかなか評価されてこなかった、要は森林に依存している人たちのニーズを重視してそれを評価していこうという動きだと思います。ぜひこういった項目は含めていただきたいなと思っておりますので、ちょっと細かなコメントで恐縮ですが、御留意いただければと思っております。

○原科座長 今の点はいかがでしょう。さらにプラスアルファとして今の点をお願いしたいということです。

○事務局（杉本） 具体的にどのような文言でということは慎重に——慎重にというのは十分によく考えてという意味なのですが——検討したいと思っておりますが、以前の委員会にて、カンボジアのケース、これは民間による開発が進んでいて、商業的なフレームワークの中でどんどん伐採が進んでしまっているのですとか、清水委員からもコンゴ民のピグミー族の人たちが住んでいるところについてのケース等をご紹介していただいたりということがありました。そういった点は実際にプロジェクトを見ていく中で視点として必ず持つていくということは何らかの形で注意していくことが必要だと思いますので、どういった形で載せていくかということは、十分にその点を注意しながら検討したいなと思っております。

○松下委員 座長がちょっと席を外しているのですが、座長の委嘱を受け暫定的に進行を担当します。

それでは、どうぞ。

○一般参加者（神崎） FoE Japan の神崎です。

今の御回答をお聞きする限り、新J B I Cの方で議論されている内容は最低ラインで確保されるという御趣旨だったかと思っておりますけれども、実は新J B I Cのガイドライン案の中では、「プロジェクトは、重要な自然生息地または重要な森林の著しい転換または著しい劣化を伴うものであってはならない」として、事業者・借入人に求められる要件として盛り込まれるという今のドラフト案になっています。私の個人的な考えとしましては、J I C Aの場合はJ I C A自身の方針としてこれを定めることを御検討いただけないかと思っております。つまり、J I C Aとしてプロジェクトが重要な自然生息地または重要な森林の転

換を伴うものには支援しませんというような方針を明確にしていただけないかと思っております。今の新J B I Cの中では、著しくなければ転換してもいいよというようなニュアンスにもとらえられるような案になっておりまして、J I C Aさんにはその先を行っていただくような要件あるいは内容を御検討いただきたいと思っております。

○松下委員 今の点についてはいかがでしょうか。

○福田委員 済みません、今の発言の趣旨がよくわからなかったのですけれども、J I C Aの方針であるということと、著しくなくても融資するべきではない、あるいは支援するべきではないという議論は、2つは別の話かなと思ったのですけれども、その点について、現在出ている新J B I Cのガイドラインの改訂案との関係で具体的にどういうことを求めているのかというのを説明していただけますか。今の表現から「著しい」ということを落としてほしいということなのか、あるいは別の、世銀のように、世銀側の方針として何か別の書き方をしてほしいということなのか、ちょっとどういう提案だったのかよくわからなかったのですけれども。

○一般参加者（神崎） 私の申し上げている趣旨がちょっと明確ではなかったかもしれないのですけれども、私が一番申し上げたかったのは、非常に難しいとは思いますが、「著しい」という文言を落とした形で盛り込むことができないかと思っています。皆さん御承知のことだと思いますけれども、生態系の損失というものは予想以上に速いスピードで進んでおりまして、できるだけ重要な生息地あるいは森林にタッチしないということが何よりも求められていると考えております。ですので、私が申し上げたかった一番の趣旨は、民間支援である新J B I Cさんよりもさらに森林あるいは重要な生息地の生態系の保存・保護というものについて新J I C Aさんにはより一層取り組んでいただきたいという趣旨でした。

○松下委員 福田委員、今の説明でよろしいですか。

○福田委員 はい。

○松下委員 では、それに対してJ B I Cの方からお答えをいただきます。

○事務局（杉本） クラリフィケーションをどうもありがとうございます。

今の点については、基本的にはそういった形でもう少し進んだものやっていたいけるのではないかと今時点では考えておりますが、再度、過去どういった森林セクターの案件があって、どういった実際のアクティビティとしてあったのか等々も踏まえて十分に考えたいなと思っております。できれば少し前に行くような形で検討できればと思っています。

○原科座長 では、ぜひその方向でお願いいたします。

では、JICAの方からどうぞ。

○事務局（渡辺） 今回の神崎さんの御発言についての質問なのですが、プロジェクトに求める要件として書くとJICAの方針にならないというのはどういう御理解なのでしょう。

○一般参加者（神崎） 借入人に求められる要件がJICAの方針にならないとは申し上げていなくて、私としては、相手に求めるというよりも、JICA自身がもうそういうプロジェクトは支援しないということで、JICA自身の方針として盛り込んでいただく方がいいのではないかと、これは個人的な考えです。ですので、必ずしも借入人に求めているからということがJICAの方針にならないと申し上げているつもりではないです。ただ、相手がやることとJICAさんがやることというのは違うのではないかと考えていまして、私は、この点についてはJICAさんが、JICAさんの方針、JICAがやること、JICAが考えることとして含めていただいた方がいいのではないかと。

○原科座長 それは一般論としてそうじゃないですか。ガイドラインをつくっているのだから、ガイドラインを満たせなければ融資しないというのは、それはそうですよね。そのこと自体はね。ガイドラインに要件を求めているのだから。

○事務局（杉本） ただ、支援と確認という議論が大分前にありましたけれども、それに共通するところがあるのかなと思っていまして、今の新JBICのガイドラインですと、基本的には相手がやるものを確認するというので、まずは相手がアクションをとって、それがどうなのかという見方でこの第2部書かれているということかなと思います。なので、置き場所をどこにするのか、全体の構成にもかかってくるかなと思っていまして、前の方に何かしらの共通部分があるのであればそこに入れるような形も考えられるのかなとは思いますが、支援と確認ということで、それを踏まえてどういう構成がというような話があったかと思いますが、そこにもリンクしてくるかなとは思いますが。

○原科座長 今回の件はよろしいでしょうか。全体のガイドラインでどのようにそれを記述したらいいかということで、再度よく考えてみたいということだと思います。

基本的にはそういうことをどこかで表現したいということですね。

○事務局（杉本） はい。

○原科座長 満田さん、どうぞ。

○一般参加者（満田） 地球・人間環境フォーラムの満田です。

この議論のやり方にはちょっと違和感を感じていまして、私ども提案者が提案して J J さんがお答えになるという、それも自然なのかもしれないですが、私としては、新 J I C A は云々かんぬん行うべきではないと、ですから第 1 部分的な提案をしているのですが、ぜひ委員会の中間報告として……

○原科座長 済みません、おっしゃるとおりです。我々委員会で決めなければいけない。諮問を受けているわけですから、我々が決めることです。

○一般参加者（満田） もう 1 点、これはもはや御説明する必要もないかもしれないのですが、もう 1 つ提案がありまして、「新 J I C A は、林産業部門に関し、森林認証の取得を奨励・要求するような規定を検討することが必要」、ちょっと回りくどいような検討とかいう文字が入っておりますが、これも実は新 J B I C / N E X I さんの方にした提案と同一のものを流用しております。ただ、その後いろいろな検討、自分自身の中でも考えました末に、やはり森林認証の取得を要求というのは余りにハードルが高過ぎるのかもしれないと考え直しまして、「要求」については撤回させていただきたいと思います。ですから、林産業部門に関して、森林認証の取得を奨励するような規定を設けてほしいという提案にさせていただきたいと思います。

○原科座長 わかりました。「森林認証の取得を奨励するような規定を検討することが必要」というぐあいに訂正になりました。

○事務局（杉本） その点に関しましては、取得を奨励ということで、今の新 J B I C のガイドラインにも出ておりますけれども、基本的にそういった方向で考えたいという回答を用意していたところですが、一律で要求といった場合、この制度自体の普及の度合いですとか国よっての制度の違いというものがありますので、そこまで言うということになりますと、すべての借り入れ国なり J I C A が活動するプロジェクトに当てはめていくということで、ちょっと強過ぎるのではないかなということを申し上げようと思っていたところなのですが、それをやっていくということを推奨するということであれば取り組んでいける話であろうなと思っております。

○原科座長 どうもありがとうございました。

今のお答えがございましたので、委員会としてもそのようなことで整理したいと思います。

どうぞ。

○一般参加者（満田） 地球・人間環境フォーラムの満田です。そういうふうについてい

ただきましてありがとうございます。

1点だけ言い損ねてしまったのですが、森林認証につきましては、世界中で減少していく森林を市場メカニズムを使ってうまく持続可能な森林経営を可能にしていくためのツールとして非常に有望視されているわけですが、一方で、買う側がそういった森林認証を受けた木材なり木材製品なりを買っていかないと生産者の方も非常に困った状況に置かれてしまうということもありまして、今、国際的に、日本の中のグリーン購入法のガイドラインなんかにも盛り込まれておりますが、要は買う側の森林認証製品の購入といたしますか調達が奨励されているといたしますか、場合によっては義務づけられているような場合もあるわけです。ですから、ODAの文脈の中でこういったセクターが該当するのかわかるといのは今ぱっと思いつかないのですが、要は「森林認証の取得及び森林認証木材の調達を奨励する」というような文言を御検討いただければ幸いです。

○原科座長 高梨委員、どうぞ。

○高梨委員 質問なのですが、ODAで林業の方の産業部門に対する支援というのはどんなものがあるのですか。

○事務局（杉本） 今多いのは、インド等々でやっています植林の事業が案件の数及び比率としては一番多いのかなと思っています。過去ありましたものは、セクターローンのような形で植林を進めていくですとか、森林セクターの改善を行うために森林セクターに関するいろいろな政策を実現するというコンディションをつけて政策借款を出していくというようなものも何件かあったように記憶しています。ただ、実際今多いのは、南西アジア等を中心とした、現地の人たちの雇用の創出も絡めた形での植林案件かなと思っています。その具体的な例としては、補足調査の中でオリッサ州の植林事業というのがインドでございましたけれども、ああいったイメージの案件を想像いただければいいのかなと思っています。

○高梨委員 植林であれば非常にわかりやすいのですが、林産業というのはODAでは余り応援していないような気がして。民間であればたくさんあると思うのですが、ちょっとそこに違和感を感じたものですか。

○事務局（杉本） 林産業ということになると、直接関連しているというのは思いつく範囲ではないかなと思います。ですので、今御意見がありました買う側のアクションということも、一市民として考えるとその重要性は十分理解できるのですが、実際に案件の中でそれをどうやっていくか。木材を使うということでは土木の現場等でも型を使った

りということを使っていく場合が往々にしてありますけれども、実際の現場のオペレーションの中では、ある意味コントラクターが入札で入って商業ベースで仕事をしていただいているということもあるので、そこまで強くやった場合、場合によってはですけども、やればやるに越したことはないとは一市民としては思いつつ、余り枠をはめると、それがためにプロジェクトの実際の実施が難しくなってくるようなこともあり得ないものかなということと、その国やその機関がどういった形でそういったことをやることを国内で義務づけられているか、やるインセンティブがあるかということにもよってくるのかなというところがあるかと思います。日本でやるといっても、その企業がISOを取っているか否かなどにもよってくるかと思いますが、買う側のアクションをどこまで規定するかというのは慎重に考えた方がいいのかなというのを、今のとりあえずの回答としてはさせていただきます。

○原科座長 どうぞ。

○一般参加者（満田） 地球・人間環境フォーラムの満田です。ありがとうございます。

これはJ B I Cの国金の方の例えば紙パですとかそういったものを念頭に置いて最初つくったものを流用した弊害が出てしまっているなということを感じております。きちんとODAの文脈に即して提案し直すべきだったなと反省しているところですが、一方、植林事業でありまして森林認証の有効性というのは変わらずあると考えております。持続可能な林業経営というもの、あるいは植林そのものを行っていく意味でいろいろ重要なクライテリアを含んでいるかなと思っております。

それから、私は土木工事で使うような木材の調達までは念頭に置いておりませんで、それに森林認証材を使えと言うのは適当なのかどうか、ちょっと判断つきかねるところではあるのですが。

ということで、調達についてはそれにふさわしいODAの事業があればということになると思いますので、ここら辺については必要に応じてさらに提案させていただければと考えております。

○原科座長 どうもありがとうございました。

日本国内ではそういう対応をする場合もありますけれども、いろいろ事情が違いますので、その辺は一言では言えないと思います。

では、この件はおおむねよろしいでしょうか。

では、次に移ります。22ページの下の方ですね。第1期の方ですけども、これは3

つセットでやってもよろしいですか。「環境社会配慮が『持続可能な開発』を目標にするためのものである点を強調すべき」、「各国の変化する状況に対応し、あまり固定化にとらわれないようにすべき」。それから、「Strengthening and Use of Country Safeguard Systems……」、これはちょっと違いますね。では、この2つから。

どうぞ。

○一般参加者（満田） 地球・人間環境フォーラムの満田です。

私ばかりしゃべって申しわけないなと思っているのですが、ここの第1期のコメントは実は余りガイドラインと具体的にリンクもしていませんし、その次のページの第1期の少なくとも下から2ポツ目もどちらかという運用の話のような気がしております、ガイドラインには明確にリンクしていないように思いますので、スキップしたらどうでしょうかと提案したいのですが、いかがでしょうか。

○原科座長 持続可能な開発を目標にするというのはむしろ基本的了解事項ですね。そういうことで、そういう表現がどこかに入ればいいですね。

では、今のことはそういうことで、22ページの一番下、「世界銀行は、Operational Policyとして Piloting the Use of Borrower Systems to Address Environmental and Social Safeguard Issues in Bank-Supported Projects……」、要するにカントリーシステムの活用ということですがけれども、これは扱いによってはこれだけでは大変なことになりますけれども、どのように考えましょう。何か御意見ございますか。

○事務局（杉本） ここでこれを述べさせていただいたのは、22ページの下から3行目のところで、「固定化にとらわれないようにすべき」という御意見をいただいていたので、御参考ということでここに掲載しております。別に我々もこれをやるべきということではなく、まだ世銀においても——世銀においてすらと言った方がいいのかもしれませんが、現時点ではまだパイロットの段階であり、これを一律広げていくことはなかなか難しいというのが現時点での評価であろうと思います。ただ、いろいろと物事の動きといいますか情勢の変化が大きいということが一方ではあると思いますので、ガイドラインの文言の話にもなってくるのかと思いますが、余り硬直的な、こういった柔軟な発想を読めないような書きぶりにはしない方がいいということであれば、そこはそういうことなのかなと思っています。

○原科座長 世銀の use of country system という言い方をしますけれども、基本的に考えると私もそれは正しいと思います。やはりその国の状況に合わせてということがありま

す。ただ、そのためにはこちらの基準がないとできないので、まずこちらのガイドラインをしっかりとつくった上で、そのガイドラインの趣旨をそれぞれの国の状況に応じて実現していただくということだと思いますから、その考え方自体は正しい考え方だと思います。そのようなことで、この辺は確かに世銀で今試行段階でございますので、しかも適用対象を限定してまいりました。つい最近、対象を拡大しましたけれども。そんな状況でございます、その考え方自体は我々としても了解しますけれども、今回のガイドラインで余り詳しくコンテンツで書くことは難しいかと思えます。では、そのようにまとめさせていただきます。

次は23ページに移ります。TORの話は後ほどですね。協力準備調査のときですね。

活動の記録、これはどういうことになりますか。ちょっとこれを御説明いただけますか。「環境社会配慮ガイドラインに基づく活動の記録は調査報告書だけでは必ずしも十分残されていない場合があり、今後記録方法の改善につき検討する必要がある」。これはおっしゃるとおりだと思いますが。

○事務局（渡辺） JJで2点書かせていただきました。まず最初の点ですけれども、開発調査で、実際には事前調査の段階で案件全体の調査の大きい調査項目を決めるだけの場合がございます。そうすると、現行のガイドラインの規定にあります環境社会配慮面のTOR案、具体的な作業分担を作成するのが難しい場合があるということをお述べております。

2点目につきましては、これは現行ガイドラインの運用実態の確認から出てきた点でございます、調査報告書にすべて記録されていない場合があるので対応を考える必要があるということでございます。

○原科座長 ということで、なるべくそういうことがきちんとわかるように記録の改善を図りたいということですね。

それでは、次のところで福田委員から御意見がございます。これはいかがでしょうか。

○福田委員 これもたしか運用実態確認のところでおっしゃっていただいたコメントだろうと思うのですが、実際にJBICなりJICAの中でガイドラインがどのように内部手続として適用されているかということが外側からはなかなかわからないということがありまして、そういうことを申し上げて、たしか第4回か何かの委員会の際に、JBICの方でどういうふうにやっていますというのは出していただいたと覚えているところです。例えば世界銀行とかアジア開発銀行だと、それぞれ bank procedure とか operating procedure という名前で、実際にどのようなプリンシプルで事業をやっていきますということのほか

に、内部でどのような手続で、要するにだれが受け取り、それをいつチェックして、どの会議までのこういう資料を用意するというような内容について明らかにしています。それから I F C、国際金融公社も実際に **Social and Environmental Sustainability Policy** の実施の手続について、これは内部ドキュメントとしてですけれども、それぞれ定めて公表しているということがあるので、新 J I C Aにおいてもこういうことを検討されてはどうかということでもあります。

○原科座長 これはどうでしょうか。お答えはございますか。

○事務局（杉本） どうもありがとうございます。

指摘の御趣旨については理解したつもりですが、我々も、物事を改善しよう、仕事のフローを改善していこうということで手直しを行うことは、たまにですけれどもないことはないので、ガイドラインそのものに余り具体的に書いてしまうと、そのたびにガイドラインを直さなければならないということになってしまいます。ですので、例えば F A Q に書くなり、もしくは、プロセスというか、どのような考え方でガイドラインで求められているこの点について判断に至ったのかということについては、カテゴリ A については環境レビュー結果について情報公開の内容を拡大しますというところなので、その記述ぶりの中で対応できるような形を出していくということも考えられるのかなと思っております。

○原科座長 個別の案件はそれでいいと思うのですけれども、一般的な手続のことを確認したいということだと思います。

○福田委員 そうですね。一般的な手続の問題としてお願いしているところですが、ガイドラインの中に盛り込むというのは恐らく柔軟性に欠けるだろうなというのはおっしゃるとおりなので、そのような提案として、ガイドラインとは別のものとしてだと思いたいますが、内部の手続的なものを作成・公表されてはいかがかという趣旨だと御理解いただければ幸いです。

実はこの議論の中でいろいろなことを話していて、例えばカテゴリ A であれば現地に行っていますよとか、あるいはモニタリング段階でどのように審査室がかかわっていますよとか、いろいろな議論の中でそういったことはお伺いしているのですけれども、まとまって外側からそういうことを知ろうと思うと困難というところがありまして、こういうものがあると、外部からこういうガイドラインの実施の段階でいろいろ物を申す上でも非常にやりやすいかなと、率直に言えば思っているところはあります。

○原科座長 では、それはそういう対応をしていただくことにしましょう。

○事務局（杉本） この委員会で説明させていただきました点は、実際にスタンダードाइズしてやっていますということで外部の方にも一般的に説明している事項ですので、FAQに関連する章をつくって整理する等の形で、これを明確にすることは検討したいと思います。

○原科座長 では、そのようなことを我々委員会としても要請したいと思います。

では、「その他」はここで一通り終わったと思いますが、よろしいでしょうか。

どうぞ、高梨委員。

○高梨委員 先ほどの渡辺さんの御説明で、全体の方なのですけれども、私もこれは賛成なのですが、今、期間が短くて、事前調査で全部調査できるというのが限られていると思うのです。この改善策というのは、私どもなんかだと、インスペクション段階で再度環境社会配慮のTORをつくるということを前からお話ししているのですけれども、これはどんな改善策を考えておられるのですか。

○事務局（渡辺） 実際にはすべての案件で一律にこのようにというのは難しいところがございます。例えば、事前調査の段階では本格調査での留意事項を示して、本格調査の中で実際にTORを詰めるということは今でもやっておりますので、そういった対応の方が現実的かなと思っております。

○原科座長 ありがとうございます。

今、5時10分になりました。あと20分でございますけれども、もう一頑張りできそうなので次へ参りたいと思いますが、よろしいでしょうか。

それでは、23ページのⅢ「対象プロジェクトに求められる環境社会配慮」の1「代替案検討」に参ります。

これについて現在の規定を確認いたします。「プロジェクトを実施するにあたっては、その計画段階で、プロジェクトがもたらす環境への影響について、できる限り早期から、調査・検討を行い、これを回避・最小化するような代替案や緩和策を検討し、その結果をプロジェクト計画に反映しなければならない」、「プロジェクトによる望ましくない影響を回避し、最小限に抑え、環境社会配慮上よりよい案を選択するため、複数の代替案が検討されていなければならない」。JBICですが、JICAも同じようなことですね。ここにはJBICだけ示してございます。

右の方の論点、ごらんのようにカテゴリAに関してはすべて行うということは既にJJから御回答がございまして、実施状況確認調査においてすべてについて代替案の検討が行

われることが確認されております。

カテゴリB案件については、「カテゴリB案件において、JBICガイドラインの環境レビューの際に代替案の検討確認を実施したか確認できない案件が散見された」ということです。

これに対しましていろいろ意見をいただいておりますので、お願いいたします。

では、まず清水委員、どうぞ。

○清水委員 今、原科先生から御説明があったとおり、JBICの運用確認調査でしたっけ、あの中で、カテゴリB案件においては代替案の検討確認を実施したか否かを確認できない案件が散見されたということがありましたので、後日、可能な審査の方法を構築すべきというような御提案をさせていただきましたが、これはガイドラインそのものの話ではなくて運用の話だと理解していますので、ここで特段議論するという事ではないのですけれども、1つお伺いしたいのが、先ほどの福田委員の御提案のどういう内部審査のプロセスをとっているのかということにもかかわってくるのですけれども、これが確認できなかった理由というのがもしもその後あるようでしたら教えていただけますでしょうか。

○事務局（杉本） 私は最初に実施した運用確認調査の途中からこの委員会に参加させて頂いているため、これで全部かどうか自信がないところもありますが、一部につき確認していましたのは、内部的な話ではありますけれども、書類の保存年限に関する規定に従い、JBIC ではすべてのドキュメントを永久にとっているわけではなくて、ある年限に達した時点で整理していくというところがあるのですが、現行ガイドラインの適用の一番古いものについてはそういった中で書類を処分してしまったものもあったかなと記憶しています。カテゴリBの場合、特に円借款の場合にはかなり幅が広くて、年によっては半分以上、6割なりをカテゴリBの案件が占めているかと思いますが、カテゴリBといっても、そのポイントポイント、このガイドラインにあります 이슈の1つについてはそれなりの検討が必要だと、もしくは、そこまではいかないけれどもある程度注意して見る必要があるというものから、これはほとんど環境社会影響はないと思うけれども土木工事が入っているので確認しておく必要があるのかなという、ほとんどカテゴリCすれすれというところまでかなり幅があります。特にカテゴリCに近いような、例えば田舎の道路をリハビリするといった場合には、幅を広げるでもなく、それに伴った用地取得とか住民移転があるわけでもなく、今がたがたになっているアスファルトをもう一回きれいに敷き直すというようなことで、その国の規定によればEIAはつくらなくてもよいとなっていると、そのドク

コメントを実際に確認した時点での情報が、今となつてはあいまいになっていたところもあったかと思ひます。クリティカルな事項については基本的にそういった状況はなかつたかと思ひているのですが、こういったものを内部の確認の書式のようなもので共通で横串にして確認していくとか、いずれにせよ何らかの形で情報を蓄積していくようなことは検討したいなと思ひています。

○原科座長 ありがとうございます。

これは行政情報の保存の問題に係るようなことと共通の話だと思ひますけれども、保存年限3年とか5年とかなつてはいますけれども、その年限のスタートですね、どの時点からということの方が大事だと思ひます。JICAの事業の場合には融資をして最終的にプロジェクトが実現するまでに随分時間がかかりますので、報告書ができた段階から起算すると、まだ終わらないうちになくなってしまうというようなことで、これはおかしなことです。その事業が終わった段階から起算するとか、そのような考え方で合理的な形にさせていただきたいと思ひます。今おっしゃつたように、情報に関してはこの間、相当程度電子化されてきて、ウェブサイトでも公開してこられましたので、情報を電子化すればさらに蓄積しやすいということがございますので、いろいろな工夫をさせていただきたいと思ひます。考え方としては、支援をした後の様子を確認できるような形で情報が残っていないといけないと思ひますので、そんなお考え方でしていただければと思ひます。

ほかにもございますでしょうか。

フロアからどうぞ。

○一般参加者（田辺） JACSESの田辺と申します。

ここでJACSESとして指摘させていただいている点に関しましては、実施状況調査の中で、JBICの方でカテゴリA案件についてはすべての案件で代替案の検討がされていたということだったのですが、実際にEIAに代替案が記載されていた案件というのがA案件28件中13件、つまり半分のEIAでしか代替案の検討過程がEIAに記載されていなかったということが明らかになっています。実際、ガイドライン上では、別表の方でカテゴリAのEIAに記載されていることが望ましいという状況にはなっています。ただ、今後は事前段階からある程度JBICさんがかかわるようになるということで、実態としては、フィージビリティ・スタディの前期の段階からかかわることによって、現地法制等で特に要求されていなくても、EIAにこれこれこういった代替案のことを書いてくださいというようなことはもう少しきちんと働きかけをやっていただければかなと思ひて

います。

もう1つ、相手国のF/Sがあって、既に相手国の方でEIAをつくっている場合に関してですが、この段階においてもステークホルダー等にきちんと代替案の検討の過程を説明していくというところはやはり重要な点かなと思っております、EIAに加えて補助的な文書できちんと公開していくといった働きかけが必要なかなと思っております。

○原科座長 1つは、EIAの中でちゃんとそれを記載して公開するようにと。もう1つは協議のプロセスですかね。

○一般参加者（田辺） 協議ではなくて。

○原科座長 協議ではなくてですか。どういうことになりますか。

○一般参加者（田辺） 1つは、新JICAがEIAの初期段階でかかわる場合に関しては、きちんとEIAに代替案を書くように働きかけることが可能であろうと。逆に、既にEIAができてしまっていて現地国で承認されている場合、それでEIAの中に代替案が入っていない場合があるといったときに、その代替案の検討の状況はきちんと補足の文書でステークホルダーに公開することを働きかけるべきなのではないかということです。

○原科座長 それを追加でお願いするということになりますか。

私はおおむねそういうことでよろしいかと思えますけれども、何か御意見ございますか。

○高梨委員 今のお話で、EIAは基本的に日本側ではつくらないと思うのですが、現地側に代替案の検討を入れるというのは、現地側にテクニカルな代替案の検討を別途してもらおうという趣旨ですか。

○一般参加者（田辺） カテゴリA案件においては、現行JBICが——新JICAも多分そうなると思うのですが——支援する案件に関しては、カテゴリA案件においては代替案の検討というのが原則という形になっておりますので、現状においても相手国政府の中で検討はされているという実施状況になっていきますね。なので、その検討されている情報を別途文書にするのはそれほど大きな負担ではないのかなと思っております。

○原科座長 カテゴリA案件だからですね。

○一般参加者（田辺） そうです。

○原科座長 これはガイドラインに既にそういうことが規定されております。

ほかに何かございますか。

○事務局（杉本） 今の点で若干の補足、実態の御紹介をさせていただきます。すべてのカテゴリA案件について代替案の検討が行われているという説明に対して、なぜEIAの中に

載っていないものがあるかということなのですが、これは各国のE I Aに何を書くかという基準にもよってくるかと思えますけれども、そういったものも含めてF/SなりI/Pの中で検討して、そちらの方に出ているというケースもあり、そちらで検討したものをさらに環境面等を踏まえてE I Aの中に記述もなされているというところがありまして、J B I Cの今のアプレイザルですと、そういったドキュメントをすべて当たって、必要な点も踏まえた上で代替案の検討がなされているかということで見えております。ですので、案件トータルとしてはいずれも検討はなされているのですけれども、公開対象文書でありますE I A、特に承認済のものについてはこちらで勝手にその該当部分を挟み込んで出すわけにもいかないということもありまして、内容的にはばらつきが出てしまっているというところはあります。

○原科座長 そうすると、すべてを公開するわけにはいかないということになりますか。

○事務局（杉本） そうですね。F/Sですとか、現状ですと公開していないような文書に入っているものもありますので。

○原科座長 その確認はどうするかということになりますよね。そうすると、審査担当の方の確認、あとは審査会できちんとチェックしてということになりますかね。

○事務局（杉本） あと、先日の議論でも出ましたけれども、いろいろな合意形成のプロセスについても関連の書類をとということで、そういったものはそれなりの割合でE I Aの中にとじ込まれているようなケースが多いのですけれども、そういったものが現地で別なペーパーになってもあわせて公開されているということであれば、現在の私どものスタンスでは現地で公開されているものについては公開していくということですので、そういったことを環境レビューなりその前のファクト・ファインディングなりの段階でなるべく早目に情報をつかんで、相手側に促していく、そしてそれに基づいて対応していくことのできるだけ担保していくようなことは検討していきたいなと思っております。

○原科座長 既に現地で公開されているものに関してはE I Aにかかわらず大丈夫ということですね。ただ、それ以外に関してはむしろそういうのを奨励していく格好になりますか。強制はできないということですね。

○事務局（杉本） あと、これは事後にはなってしまうのですけれども、毎度毎度ですが、環境レビュー結果の公表の中では、ガイドラインに沿っているかどうかという点を踏まえて、代替案についても拡大版の環境レビュー結果の公表という中で盛り込んでいく必要はあるという認識でおります。

○原科座長 では、フロアからどうぞ。

○一般参加者（満田） 地球・人間環境フォーラムの満田です。

私が紹介するのは変かもしれないのですが、一応第1期の審査委員であったということで、一番下のポツについて若干説明させてください。

「インフラ事業における代替案検討のあり方についての指針が必要であり、その中に需要予測を絶対視せず、その変化をモニタリングすること、需要側管理——のあり方といった方がわかりやすいですね——も比較の対象とすることなどを盛り込むべきである」という第1期のまとめからの抜粋が盛り込まれております。これは時々この委員会においても紹介されております第2メコン架橋における経験を踏まえた提言といたしますかまとめの文言だと思っております。

審査会の中で時折、代替案の検討に絡みまして需要予測というものが、要はゼロオプションと当該事業との関連性で、事業ニーズにも絡みまして需要予測が適切かどうかということが議論されたことがありました。第2メコン架橋の場合は、先ほど福田委員が御紹介になったように、フォローアップとして当該橋梁建設以外のオプションもあるわけです。例えばフェリーの強化とか、そういうものもあるので、モニタリングで需要予測の妥当性を検証して建設時期を考えるみたいな提言が盛り込まれたわけですが、これは第2メコン架橋のみならず、ほかのインフラ事業にも適用可能なグッドプラクティスかもしれない。需要予測は過大評価されているのではないかとということが時々指摘されておまして、それはそういったケースもあるかもしれませんが、ないかもしれないわけですが、その1つのマニュアル的な、ガイドラインのさらに詳細版みたいな形、あるいは需要側の管理ですね、例えば浄水事業でいきなりダムをつくるのではなくて、もう少しほかの需要側の管理というようなオプションがないかどうかを考えると、そのようなことだと思うのですが、代替案の検討というのは、JBIC・JICAさんもそうお感じになったことはあるかもしれませんが、ちょっとお題目的、形式論的になりがちな項目ですので、こういったガイドライン運用のためのガイダンス的なものをつくるという趣旨の提案でございます。その意味では、1つ上のポツともかぶっているのかなと。ですから、これについては、ガイドラインの中にこういった文言を盛り込むというようなことではなくて、ガイドラインをより詳細あるいは実効性を持たせるためのガイダンスという意味での提案だったと理解しております。

○原科座長 ありがとうございます。

高梨委員、どうぞ。

○高梨委員 今の件で時系列的に整理したいのですけれども、調査段階では需要予測はその時点のものを出すしかないと思うのです。そして調査報告書にそれを提言して出すと。ただし、今度J J統合で、その後、例えば借款をつけるとか無償の問題になるということになるので、引き続きモニタリング等でフォローするというようにフォローアップとして提言することは可能だと思うのですけれども、F/Sレポート段階で絶対視せずというのはなかなか難しいと思います。今度新しくJ J統合になった場合のことを考えると、2つに分けてある程度モニタリングできるようになるのかなと思っているのですけれども、どうでしょうか。

○原科座長 満田さん、どうぞ。

○一般参加者（満田） 地球・人間環境フォーラムの満田です。

高梨委員の御指摘のとおり、確かにこれは現行JICAの開発調査に対する提案でございますので、そのような書き方になっていると思います。すなわち、開発調査が行われて、その事業化に一定程度期限があるという前提の話だと私は読んで理解しております。ですから、例えばこういった提案を踏まえてガイダンスのようなものをつくるときは、協力準備調査のような形ですと、それがその後の意思決定にかなり——モニタリングしてその後意思決定なんていう時間的な余裕は通常はないのかなと。あるのかもしれないのですが、ちょっと私には想像できないのです。ですから、これについてはJ J統合の後はその文脈で再考する必要があるのかもしれませんが。ちょっと私、これについて正しく理解しているかどうか自信がないので。

○一般参加者（作本） 済みません、補足させてください。JETROの作本です。

この需要予測につきまして、たしかこういう話があったのではないかと思うのです。例えば車で何台という場合には、現状の数、あるいは将来の伸びを単純に掛けるとか、そういう計算が可能かと思うのですが、すべてが車に換算できない場合に、オートバイ3台を車1台とみなすとか、そういう計算方式が内部で使われていることがあるのです。これが1つ方式として固まっていれば問題ないのですが、需要予測というのは判断に当たってかなり重要であり、かつ決定的な主張になるわけですので、そこについては単に線を直線で延ばして行って5年後に2倍、4倍というような形にするのではなくて、その社会の周辺を実際に見ながら、これは当たっているのかどうかという現場感覚というものがどうしても必要なのではないかという議論が当時あったような気がいたします。

○原科座長 今回の件は事業段階のアセスよりは前の段階ですけれども、我々がいつも言っているSEA、戦略的環境アセスメントの対象になるようなものが今度は含まれるということになりますから、そういう仕分けをきちんとやらないといけないと思います。協力準備調査はいろいろなものが考えられるようなので、中にはそういうものも結構あると。日本型のSEAというのは位置・規模の選定段階からやります。規模ということが入ってきますから需要と絡んでまいりますので、その辺は結構微妙なところですが、どういう段階かによります。しかし、そこをちゃんとやらないと後のところでも狂ってまいりますので、大変重要なところだと思います。プロジェクトサイクルということは、まさにそこまで全体を見て考えることができるということだと思いますので、私はそういうことを配慮した環境社会配慮が必要だと思います。

福田委員、どうぞ。

○福田委員 第2メコン架橋の点について補足したいのですが、実際に第2メコン架橋のケースであれば必ずしも橋ありきではないということで調査が始まっていて、マスタープラン的な側面があったということが1つあります。その中で交通需要予測を行って、第2メコン架橋と言われている場所には今フェリーのサービスがあるのですが、どのぐらいの段階でフェリーのサービスが飽和するかということを実測したのです。最終的に開発調査の中で出てきたのは、2012年ぐらいには橋が必要だろうと。それに向けていつ建設を開始したらいいのだろうかということを実際にF/Sの中——F/Sというかマスタープラン的なものですが、マスタープランの中で行った交通需要予測がその後どのように推移していくかということを見ながら橋の着工時期を決めたらいいのではないかなというのがそこでの提言だったのです。そういう意味では、実際に協力準備調査をかけるということと、最終的に資金協力のプロジェクトとして橋にお金をつけるということの間にタイムラグがあるということも十分あり得るべきですし、あるいは、実際に行った調査のフォローアップとして、その間交通需要が実際にどのように動いたのだろうかということ例えば小さな協力準備調査をやって確認していくというような柔軟性もこの協力準備調査というスキームの中にはあっているのかなと思っています。

○原科座長 どうぞ、清水委員。

○清水委員 私も今の福田委員と同じ意見でして、マレーシアのパハン・セランゴール導水事業でもやはり代替案の問題がずっと問題になっていまして、事業の調査段階、それからローン・アグリーメントを結んだ段階では漏水率が40何%、40真ん中ぐらいだった

と思いますけれども、それぐらいの率で漏水していたけれどもこのダムをつくることになったと。一方、それから数年たって、今、その漏水率が30何%に落ちているという状況があります。ではこれから本当に事業をして5年10年となったときに漏水率が何%下がるかというポイントも非常に重要だと思います。というのも、漏水率が40何%のものだったのが例えば20%、15%に落ちたというときに、本当にこの事業は要るのかということもなってきますので、今のはダムの話ですけれども、ダムなどにおいてほかの代替案で対応できるようなものがある事業については一定のタイムラグがあつてしかるべきだと考えます。

○原科座長 ちょっと時間をオーバーしてしまいました。6分オーバーしましたけれども、どうでしょう。もう少し議論を続けましょうか。もしまだいらっしゃれば少しやりませけれども、どうでしょう。――では、あと10分程度で終わりにしたいと思います。

どうぞ、フロアから。

○一般参加者（満田） 地球・人間環境フォーラムの満田です。

今の福田委員、清水委員の意見に私も賛成です。先ほどのことは撤回したいと思います。

といたしますと、先ほどの協力準備調査の報告書とのタイミングが重要になってくるのかなとも感じました。すなわち、報告書が世に出てから対処方針がJ Jと日本政府の間で話し合われ、そこからアプレイザルと、そういったステップをしっかりとしておくことが重要なのかなと、今のお2人の話を聞いて考えた次第です。これはまた協力準備調査の段階で議論されるべきことだとは思っておりますが。

○原科座長 ほかにございますでしょうか。

何か協力準備調査の中身がいろいろあるというので議論しにくいところがあるのですね。だから、むしろプロジェクトサイクルの中の上位段階の計画はみんな入ると考えた方がいいのかなという感じがしますけれども。

では、「代替案検討」につきましては大体御意見をいただいたと考えてよろしいでしょうか。代替案検討はカテゴリAは必須になっておりますから、それはきちんとやっていた。それから情報公開に努めていただく。ただ、代替案の中身として、需要側の管理、この辺をどのように扱うかということで、それをできるだけやってもらいたいという意見が多かったと思います。

では、「代替案検討」についてこれ以上特になければ、この辺で打ち切ります。よろしいでしょうか。日本国内では代替案の比較検討はまだ少ないですね。これは事業アセスと

ということもありますから少ないということですがけれども、でも日本も大分変わってきました、昔はほとんどやっていなかったのですけれども、ある程度、数えられるぐらいになりまして、1割2割とだんだんふえてきて、様子も変わってきましたから、むしろこういう国際の場ではそこはしっかりやっていただく。その違いが随分大きいと思います。

それでは、きょうはこの「代替案検討」までにいたします。

### (3) 第14回の議題について

○原科座長 では、次回のことを決めます。

今回は、続けてでございますが、来週の火曜日、9日ですね。それから10日の水曜日。2日連続でございます。10日ぐらいで一区切りつけたいと思いますけれども、22日はその仕上げという感じになります。23ページの下の方、2番目の「非自発的住民移転」から論点に沿って進めていくということによろしいでしょうか。あと、ヒューマンライツ・ナウの方の部分は10日でしたね。それ以外は順次この順に進めていくことにいたします。

それから、次回でしたっけ、何かそちらから御説明いただく……。

○事務局（渡辺） 補足調査の論点等につきましては、9日か10日に資料を出したいと思っております。

○原科座長 それでは、そのようなことにいたします。

ほかに何か。——どうぞ。

○福田委員 次回、非自発的住民移転と先住民族のところを議論することになるかと思えます。この2点については、現在同時並行で進められております株式会社日本政策金融公庫の一部門であるJBICと日本貿易保険の環境ガイドラインの改訂の作業で相当の議論を行っておりまして、向こうの方でガイドラインの改訂案というのが既に出ております。それなりに変わった内容もありまして、私たちとしては、それを皆さんと共有できるかどうかわかりませんが、これより低い内容をODAの方で定めることはないだろうと思っているところは一方であるのです。それで、御参考までということなのですが、できれば次回の委員会までに委員の方々に新JBICの改訂案を配布していただいて、住民移転と先住民族のところについては御一読いただければなと思っております。

○原科座長 今御提案のように、新J B I C / N E X I の方でガイドラインの改訂案が、先ほどもちょっと申し上げましたけれども、公表されまして、かなり進歩があったと私は思います。確かにODAですから、民間の活動に対する金融とは違って、よりそういう配慮が求められる状況だと思いますので、基本的にはそんな考え方だと思います。ということになると、それをスターティングポイントにして議論すればかなり早く行くのではないかとということになりますけれども、そんなところでよろしいですか、委員の皆さん。

では、その資料を事前に用意願って、そのようなことで次回は議論いたしましょう。

○事務局（渡辺） 今の点につきましては、既に電子ファイルがありますので、それをメールで送らせていただきます。

○原科座長 よろしくお願いたします。

ほかにございますか。

外務省の方は情報は何かありますか。では、一言、準備の状況を御説明ください。

○北村委員 基本的にこの有識者委員会はJ I C A ・ J B I C が設置し、事務局を努めるという位置づけになっているのですが、ODAの主管官庁としての外務省としても、これまでの意見交換の中で御質問等も出てきておりますので、そういうものについてお答えさせていただくセッションを、9月中に予定されている残りの3回の委員会の中で、具体的には時間の関係で22日になるかと思っておりますけれども、持たせていただくのがいいのかなと考えております。もしそういうことで事務局あるいは委員の方で御異論がなければ、引き続き調整を進めたいと思います。

○原科座長 委員の皆さん、どうでしょう。22日にそういう場を設けるという御提案でございしますが、よろしゅうございますか。

では、そのように進めてください。どうもありがとうございます。

○北村委員 その関連で、外務省からはODAの実務に携わっている関係課室からの出席を予定しておりますが、それに先だって、もしこういう御質問があるのだということであれば、事前にメール等でいただければと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○原科座長 わかりました。そういうことでございしますので、ぜひ御意見をお寄せください。

それでは、15分ほど超過いたしましたので、本日はここで終了いたします。どうもありがとうございました。

午後 5 時 4 5 分 閉会